平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年11月11日(月曜日)

開会午前10時00分閉会午後4時28分

〇会議に付した事件

- 1. 白老町財政健全化プラン(案)に対する質疑
- 2. その他

〇出席委員(12名)

委員	員 長	/	\	西	秀	延	君	副委員	員長	Щ	田	和	子	君	
委	員	B	ć	家	裕	治	君	委	員	吉	田	和	子	君	
委	員	蓀	F	藤	征	信	君	委	員	大	渕	紀	夫	君	
委	員	团	Ē	田	•	子	君	委	員	広	地	紀	彰	君	
委	員	컽	i	谷	_	孝	君	委	員	本	間	広	朗	君	
委	員	育	Í	田	博	之	君	委	員	及	JII		保	君	
議	長	Ц		本	浩	平	君								

〇欠席委員(1名)

委員 松田謙吾君

○説明のため出席した者の職氏名

町		長	戸	田	安	彦	君
副	町	長	白	崎	浩	司	君
教	育	長	古	俣	博	之	君
理		事	Щ	本		誠	君
総合	行政	局 長	岩	城	達	己	君
総合行政	(局行政改革持	11当課長	須	田	健	_	君
総合行	政局財政担	当課長	安	達	義	孝	君
総合行	政局企画担	当課長	高	橋	裕	明	君
総合行政	大局行政改革	旦当主査	大	塩	英	男	君
総合行	政局財政担	当主査	冨	Ш	英	孝	君
総	務 課	長	本	間	勝	治	君
生 活	環境	課 長	竹	田	敏	雄	君
生活	環境課	主査	湯	浅	昌	晃	君
産業経	済課港湾担	当課長	赤	城	雅	也	君

病院事務長 野宮敦史君

〇職務のため出席した事務局職員

 事 務 局 長
 岡 村 幸 男 君

 書
 記
 小山内
 恵 君

◎開会の宣告

〇委員長(小西秀延君) これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

○委員長(小西秀延君) 白老町の財政健全化に関する調査を行います。

本日は手元に配付しましたレジメのとおり、第3章の重点項目9項目の質疑を行います。 11月8日に引き続き、バイオマス燃料化事業から質疑を行います。質疑があります方はどうぞ。 2番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) 2番、吉田です。バイオマス燃料化施設について、8日も議論されましたけれども、やっぱり白老町の財政を大変圧迫している三兄弟の1つであるという厳しい現状の話もありました。私も賛成をした立場ですので、やっぱり出発点という大きな目的というのは、CO²削減であり、リサイクル率の向上であり、また町民の方々も本当に期待をしていたものです。その中で塩素濃度が高いということで、町民の方々は私たちにできることは何でもします。分別も何でもしますということで私も何回か担当課にも議会の場でもお話していたのですが、雑紙等の分別にしても町民の方々は協力を惜しまないというそういう姿勢でありました。だから、なおさら今後町民に負担がかかり、それからまたサービスも廃止しなければならないものもあるというに考えたときには、やっぱり廃止というのは困難であるということから、3分の1の短縮してやるということに対して私はこの方法が一番いいのではないかなというふうに考えている一人なのですが、その中で何点かの今後こう取り組むべきではないかということはお話ししていきたいと思います。

これはうちの会派というか氏家委員ともお話していることなのですが、今の異常気象そういったことを考え合わせていくと、この3分の1に縮減をやっていくわけですけれども、やっていく中で私は今後他の補助金、環境に対する国のいろいろな制度が今出てきています。そういった中で今後補助金をまた新たに探しながら、このことが継続できる形、そういった形を探っていく期間にしてもらいたいというふうに考えているのですが、その点はどうでしょうか。やっぱりもう壊れたら廃止にするのだという、そういう考えでいくということなのでしょうか。その点ちょっと伺いたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 今のご質問にお答えさせていただきます。施設の維持に関して他の補助金などを使って継続していけないかという部分なのですけれども、今の段階でそういった補助金がないということが一つあります。

それから致命的な故障、トラブルという部分につきましては絶対もう動かないなというのは、高温 高圧がだめになったときだと思うのですけれども、だめになった時点ではかなりの金額がかかってき ます。これを負担できるかというと今の段階では相当難しい、ほぼ無理だというふうに担当としては 押さえている状況です。ですから、その時点でやはり事業は続けられないという判断になるというふ うに考えています。

- **〇委員長(小西秀延君)** 2番、吉田和子委員。
- **〇委員(吉田和子君)** その辺は理解しました。なるべくそういう道があれば、その期間探ってい

くということも町負担はこれ以上出せないということは理解しているつもりですので、そういったものがあって、それで続けていける方法があれば、やめてしまうということの前提もありながら、そういった方法を探っていただければというふうに思います。

それと、もう1点。もし廃止とかそういった中で補助金の一括償還をしなければならないということで、平成26年3月末現在では4億2,186万3,000円。もし廃止にしても起債の償還、これも一括になるのですけれども、この補助金の一括償還の算出根拠というのですか、これはいつまで払わなければならないのか。壊れてしまってできないということになったら、どっちにしてもやめるということになるとこの補助金は一括して返さなければならないですよね。何年やったら返さなくてもいいということはあるのですか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) 補助金と起債の部分の返還についてなのですけれども、仮に事業をいつまで続けたらそれを払わなくてよくなるかという部分なのですけれども、基本的には例えば設備だったらその償却期間がなくなるまでという言い方を国のほうではしております。ですから今の段階で例えば 10 年だとか 15 年だとかというその年数があるかというとこれはないです。通知とかそういったものにも何年までという年数の記載がないのです。ですから国のほうとしては耐用年数というというか、いわゆる償却が終わるまでという言い方しかしていません。何年という限定はされていないということでございます。

〇委員長(小西秀延君) 2番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) そうしたら、またこれは温高圧の機械が壊れた時点で3基あります、1基 ずつ使っているからまだ 15 年、20 年もつのかなと思うのですけれども、そういう時点になったら、 もちろん償却期限は減少するからその時点では対応できる可能性はあるということで考えていいのですか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 高温高圧の償却期間は 12 年になっています。その 12 年の間途中で壊れたという場合について、そこの時点で補助金を返さないでいいか、あるいはそれでも返さないとだめだという部分については、今の段階ではやめると言ったときには今と同じような状況だというふうに考えています。ですから、ここの部分についてはさらに国と協議した中で例えば高温高圧が一気に壊れてもう動きませんといったときに、国としての対応をどうしていただけるのですかという協議を続けていきたいということでございます。

〇委員長(小西秀延君) 吉田和子委員。

〇2番(吉田和子君) もう1点。このタバイオマス燃料化施設をつくるときに、いろいろな効果というのをお話されましたけど、その中の1つとして最終処分場の広域でやっていると灰を持ってこなければならないと。そういうことでバイオマス燃料化にすることで灰を持ってこなくなるので最終処分場の延命と、それから今後何年かたったら 8,000 万円ぐらいかけてかさ上げをすれば、かなりの年数が使えるというお話であったのですけれども、今の登別の広域でまたやっていただくようなったときに、最終処分の広域処理の灰の分というのですか、残渣というのですか、その分が 787 万円年間計上して、これが灰の処分のものだと思うのです。ということは、このバイオマスをつくるときの説

明というのはどういうことだったのかなと。今さら何を言っても遅いのですけれども。もうその最終処分場、11 億円以上かかるのだという話があって、それをやらなくてよくなるからその効果がすごいのだということで私たちは受けとめていたのですけど。もともと広域で灰は登別が引き取ってくれるという話だったのですか、最初。そうではなくて今こういう事態になって、今の状況下の中で登別市さんが灰を受け入れてくれるということになったのでしょうか。その点ちょっと確認したいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 焼却灰の関係です。この施設は燃料化施設が稼働したときの登別市とのやりとりの中では、向こうに持って行った部分についての灰は向こうで処理していただけますということで、それとプラス、燃料をつくることによって、その燃料が日本製紙で焼却していただくことによって灰は戻ってきませんということで埋立地は延命できますということでスタートしています。今の段階で29年ぐらいまでもつだろうという推測はしています。それで、これから26年から焼却をお願いしたときに登別市さんとの今の打ち合わせというか、協議の中ではこういう状況なので今度5,000トンぐらいのごみをお願いすると500トンぐらいの償却が出てきます。それが一気にこちらへ戻ってくると、極端にいうと埋立地があっという間にいっぱいになってしますので、そういった状況なので何とかお願いしたいと、今お願いしている状況です。最終的にいいですという回答をいただいているわけではなくて、今は協議中だということで、まちとしては何とか登別市さんのほうにお願いしていきたいというふうに考えています。

〇委員長(小西秀延君) 2番、吉田和子委員。

〇委員(吉田和子君) 私は、8,000 というふうに当初聞いて記憶しているのですが、この間 6,000 万とかという話もちょっと出ていたのですけれども、もし、焼却灰を持ってこないにしてもか さ上げは必要になってくるというふうに捉えているのですが、このかさ上げは年数的にはいつごろや らなければならないのだということが 1 点。

それから、これは理事者側に伺いたいと思うのですけど、宮脇先生、外部の有識者検討会議の答申の中でこのように言われています。女(ひと)と男(ひと)の集いとか宮脇先生の説明会に私ほかにも何回か出て、議会の説明会にも出ているのですが、補助金、それから地方債の返還の解決に向けての徹底した議論、農林水産省の機関との積極的交渉に取り組む必要があるといわれているのですけれども、これはその交渉次第では可能性があるというふうに捉えておいていいのか。もちろん3分の1に縮小してやっていくのですけれども、どのみち廃止するというふうに考えるのであれば、私はこの交渉はきちんとして1年でも早くこの交渉がきちんとスムーズにいくということが、今理事者側に課せられた課題ではないかというふうに思うのです。この補助金の適化法によっての多様の用途転換もだめ、廃止もだめということになっているはずなのですが、これは法的対話能力をもって法的な解決に向けていかなければ、なかなか補助金の返還をしなくてもいいということにはつながらないというお話をちょっと伺ったのです。そういった部分ではどういった手法を今後考えられていくのか。どういった形でもちろんこれから議論、向こう側にもお願いをしたりお願いをするばかりではなくて、法的な根拠そういったものをきちんと持ってやっていかないと話は進まないというふうに伺ったのですが、その辺どのようにお考えになっているのか伺います。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) かさ上げについてお答えしたいと思います。まず、かさ上げの時期ですけれども、今の推移からいくと先ほどお話したように平成 29 年ということになります。それで、係る費用については当初は 8,000 万円というお答えをさせていただいています。ただ、状況が多少変わってきておりますので、ここの部分についてはちょっと負担がふえるという可能性があると思います。それで今後どうするのだという部分ですけれども、登別市さんのほうで焼却灰を仮にやっていただけますということとなれば、白老の埋立地に入る量が極端に減ってしまいます。減るということなので、今 29 年で計算しているのは、燃料化施設から出る分を入れて 29 年までですなのですけれども、今後、施設のほうも縮小されてしまいますので、埋め立て物がほとんどなくなるという状況になると思います。全くなくなりはしませんけれども、そういった形で 29 年よりさらに延びる可能性もありますし、そうなったときに、かさ上げの方法がいいのか、それとも量が少ないという部分での民間さんの活用、そういった部分も含めて今後の検討になるのかなというふうに捉えています。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 国との交渉というようなお話です。まだ具体的にどう交渉内容をといいますか、そこは詰めておりませんけれども、先般いいましたとおり、まず事務方のほうで道と一緒に協議させてもらったという経緯を踏まえながら、今後は今ご質問の中で言われるように、いわゆる、この事業の性質、それから、一般的な補助のあり方、それから、今後の見通しそういうような現状を踏まえた中でしかるべきといいますか、そういうような時期になりましたら、国ともそういうことを踏まえながら協議させてもらいたいなというふうに思っています。

それで、宮脇先生がいわれている部分でいえば、やはり先進的なというか、チャレンジ的な事業で非常に最初からリスクあったということを国のほうにもお話の中で、それではこういうようなチャレンジ型の事業は何もできなくなるのではないのかというようなこともありますので、どの程度通用するかはわかりませんけれども、今いうように法的あるいは手法といいますか、そういうことがバックボーンとして自分たちが持てるかどうかも含めて検討した中で、国とは協議していきたいなというふうに思っています。

〇委員長(小西秀延君) 2番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) この間資料をいただいて、消費税がついたときのバイオマス燃料化施設の継続の関係で、消費税がついた場合はこうですという訂正の資料をいただいたのですけど、ここに登別の焼却量も含めても計算をされているのですが、これはまだ確実に決まったわけではないというふうに考えておいたほうがいいのですか。やっぱりこれがだめだということになると、また全然形変わってきます。最終処分場の関係で。だからこの辺は大丈夫というふうに捉えて伺っていていいのでしょうか。もう1回確認したいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) まず登別の広域の負担金と残渣の処分手数料の関係ですけれども 最近的に額は決定しておりません。今後登別のほうから中間改修とかそういったものを含めた中で最 終的な提示があるという予定になっています。

それと、残渣の部分についてなのですけれども、絶対大丈夫ですかという部分で聞かれますと、今

はまだ決定していませんので、大丈夫ですというふうにはなかなか言えないですけれども、できる限 り町の要望が何とか理解してもらえるように協議していきたいというふうに考えています。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 14 番、及川保委員。

O委員(及川 保君) 14番です。

バイオマス燃料化施設、私も当初の目的、この事業を行うに当たっての目的大きく分ければCO² も入っていました。それから当時の一般廃棄物処分場の延命の問題非常に大きいなと私も捉えており ました。それからもう1つ大きな効果として 15 年間で8億円の効果があるよと、こういう大きなこ のまちに与える影響を考えて、昨年の常任委員会でも副町長とはさまざまな議論を交わしました。そ ういう中で私も何とかこれを成功させてもらいたいとこういう思いで、さらに当時の町長以下必ず成 功させると大丈夫だという中で私も推進すべきだという立場でやってきました。ところが昨年の常任 委員会の調査の中で副町長が陳謝をしたと。なかなか軌道に乗らないと。この事業は厳しい今後も厳 しいこういうことがありまして、責任論まで含めて実は副町長が再三にわたって発言をされておりま した。私もその中で問題発言もしてしまった経緯もあるのだけれども、ここに至って昨日までの議論 を私もずっと総合して考えているのですけれども、やはり今何とかこの事業を縮小しても続けていく べきだという議論もあるのですけれども、私はここに至ってさらにこれをいくら3分の1に縮小した とはいえ、なかなかこれを継続してさらに進めていくということが本当にこのまちにとっていいこと なのかプラスになることなのか。このことをしっかり踏まえて進めないと、大変なことに結局は数年 後要するに受け身の状況なのです、今のやり方というのは。耐用年数も含めて、壊れたらもう、例え ば改修工事が入ってきたとしても直すお金がないと。そこでやめざるを得ないと。ストップせざるを 得ないと。こういうやり方というのはやっぱりやってはいけないのだと。何としてでもこの事業をこ こまできたら、もうストップさせざるを得ないと。させなければいけないと。こういうことの決意で 挑まないと、ずっとまた同じような議会での議論も含めて町民の理解の部分を含めてしっかりとやっ ぱり責任を持ってストップさせると、このぐらいの決意でやらないと、今回の出された計画 32 年ま で出されているのだけれどもこれはやっぱりやってはいけない。私はそう思うのですけれども今まで の議論、副町長も再三にわたって答弁されていますから、そのことも踏まえて再度副町長の現状のこ の事業についての進め方についてお聞きしたいなと思います。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) ただ今のご質問で前回でもある程度表現の中でお答えしたこととちょっと重複しますけれども。今回方針でお出ししていますけれども、1つにはこの表現のとおりなのです。今いわれたとおり資料としてはこの期間といいますか、ある程度の期間で出していますけれども、このまま継続していくことは困難だというような表現をしていますとおり、今後係る経費のこと考えれば、いわゆる今の状況の中で係る経費を負担していくということは非常に難しいし、今後想定される整備費の額が約1億円ぐらいかかっていくということになれば、当初の試算これはなかなか難しいということと合わせて継続していくことは無理だと。しからば、どういう選択方法があるのだというふうに考えたときに資料でお示したとおり、考えられる方法としての現状延長あるいは事業の廃止、それと縮小こう考えたときの現状として、今とれる方法それが今回お示した方法だと。ここに書いているとおり、今後の進め方として補助金、起債の一括償還ということの問題が今現在ありますので、こ

のことについては先ほどもご答弁したとおり、国との協議の中でどういう方法がとれるのかというふうなことを念頭に入れながら協議していきたいというふうに思っています。重複したようなお答えになりますけれども、今言われるようにこのまま継続していくことは非常に賢明な判断にはならないだろうと私どもも思っています。それを今の時点でそれではこうですということがなかなかできないものですから、国との協議を続けさせてもらうというような今回の判断をさせてもらいました。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 14 番、及川保委員。

○委員(及川 保君) 前回の同僚議員の中での答弁と大きく違わないのですけれども、それは十分私も理解しております。ただ国のグリーンビジネスという国の方針に乗っかった今回の事業なのです、この事業というのは。そして、さらに道もかかわって何とか先ほどの効果が出るということで取り組んだ事業なわけなのですけれども。やっぱり先ほどから再三申し上げますけれども、リスクを抱えながらこれからまた1年、2年、3年と続けていって計画を32年まで出しているのだけれども、これはやっぱり思い切った転換をしないと。廃止するというような転換をしていかないと同じことの繰り返しをやってしまってはいけないのです。何が起こるかわからないのですから。それで国が示したものに白老町が乗っかったのですけれども、そのあたりの部分も十分わかってもらえると思うのです。これが例えば廃止せざるを得ないとするというような状況になったときに、国も十分このあたりは理解してもらわないと、私はおかしいと思うのです。だって成功するかしないか当時わからなかったのです。ただ状況としてはクボタという一緒に取り組んだ事業者がいけるという判断で進めた事業ですから、この部分は国も十分道も含めてわかってもらえます。このことも踏まえて、必ずこのことを取り組んで、ぜひ廃止という方向で取り組んでほしいなというふうに再度申し上げて終わりたいなと思います。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) またちょっと重複しますけれども、先ほどの私の答弁のとおり、ここに記載の方針のとおり非常に継続していくというのは経費がかさむということで、今回こういう選択させてもらいましたけれども、その考え方の中には速やかに国等の今の言われるようなことを含めて、それと先ほどのご質問の答弁も踏まえて国との協議のいわゆる方法といいますか、考え方を整理した中での協議をさせてもらいたいというふうに思っています。今、いわれるように賢明な方法なのかどうなのかというのは、私どもも十分そこら辺は押さえながら速やかな対応をとっていきたいというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 7番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 西田祐子でございます。今の及川委員の意見が私はもっともだなっていう ふうに聞いておりました。当時、私もこのバイオマスのことに関しましては委員長として当たってき たわけなのですけれども、このバイオマスの問題はただ単に財政の問題ではなくて、もう1つの側面 がありまして、そこで働いている方々の雇用という問題、全部が全部白老町にこういう施設がなくなって、登別へ全部いってしまっていいのかという意見もございました。私、それももっともだなと思います。果たして、そこの中でこれから白老町がどうあるべきなのかと思ったとき、先般も委員の中からありましたけど、ライフサイクルコストが出ていないのです。やはりここはこのバイオマス燃料

化施設についてのライフサイクルコスト計算、これをきちんと出すということがまず第一に必要なのではないかなと思うのです。これを出して、果たしてこれでも国のほうではまだ白老町でこれだけ負担するべきだと。町民にこれだけの負担を強いるべきだと、そういうふうに判断されるのですかと。そういうものをきちんとした数字で提示しないとやはり相手の方に理解してもらえないと私はそうふうに思うのですけれども、その辺ライフサイクルコスト計算、出せないと一度答弁いただいていますけれども、これからでも遅くないのでそれを出していただけるお考えがあるかどうか。また、出せない理由があるのだったらどういう理由でこういうことは無理なのです、計算上これができないという理由があるのでしたら、ぜひ、ご説明願いたいと思います。

- **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 燃料化施設のライフサイクルコストに関してですけれども、ここの部分につきましては、これからの施設の中でのコスト計算というのは必要だというふうに捉えています。そして、そこの部分を計算した中でそれを国のほうに再度、こういった状況なのですという話は国とのほうとは協議していきたいとふうに思います。ですから、そこの計算につきましては今後整理をした中でまた再度計算していくということにしたいと思っています。
- **〇委員長(小西秀延君**) 7番、西田祐子委員。
- **○委員(西田祐子君)** そのライフサイクルコスト計算は早くにそんな時間がかからないでできるのでしょうか。もしできるものであればこの委員会の中でなるべく早く出していただければ、私たち議員としても非常に判断がつきやすいと思うのですけれども、どうなのでしょうか。
- **〇委員長(小西秀延君**) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 次回の 14 日だと思うのですけれども、そこまでにちょっと間に合うかどうか、ちょっと整理とかしないとならないのですけれども 15 日が最終というふうに聞いていますので、前回の資料の部分もありますので、合わせて、ちょっと概要的になってしまうかもしれないですけれども、そこまではつくりたいというふうに考えています。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑お持ちの方。13番、前田博之委員。
- ○委員(前田博之君) 8日にも若干質問してその後また質問したいということで、きょうありました。これまで同僚議員がいろいろ質疑していますのでそれを踏まえてしたいと思います。私もこれまで一般質問等で長く事業の方向性について何らかの形で提言なり、あるいは指摘してきました。その考え方は変わっていません。ただ今同僚議員の副町長のこれまでの答弁も踏まえてこの賢明な選択で将来、事業廃止ということの決断という言葉まで踏み込んだことに対しては、やっぱり一つの理事者の姿勢も見えるのかなとこう思います。私も大まかの答弁で方向性はわかっていますけれども、これから質問したいのは事業の継続について資料出ていますけど、私は将来事業廃止いつになるかわかりませんけれども、だから32年まで数字出ていますから。この間にでもここに示しているように、それでは、事業を縮小した登別に持っていきます、これは1つの選択としていいと思いますけど、ただそれをやったことによって、ここに出ていますけれども3,000万円以上の負担をふやしてもいいのかという議論を私はしたいと思います。大まかだから方向性はいいということで、私は今これだけ財政厳しくて、前にもいったように健全化プランを上げて皆さんとやっている中で、今までも大なたをふるいなさいと大きな事業に。だけど結果的にバイオマスもこのような負担になってきた。町長、先

日いなかったのですけど町のほうから見れば 24 年度の決算比較で 26 年度の事業を見ると、ごみ処理での1トン当たりの経費が約2万円ふえているのです。これは比率でいけば 52%のアップです。固形化燃料の生産も1トン当たり約1万8,490円で39.6%アップしているのです。これは町長担当から報告受けていますけれども、これらのアップを私はやっぱり1議員としても認められないのです。なぜもっと深く削れないのかなと。それでお聞きしますけれどもよく見たらこの生成物の処理工程で水処理を廃止するということは、今までいってきているのは少しでも塩素濃度下げるとこういってきたのが下げたと。その辺の議論はしませんけど。これによって経費落ちているのはわかりますけれども。ここで見たら2,000トンという設定はなぜ2,000トンとなったのかなと思います。まず、そこを教えてください。

- **〇委員長(小西秀延君**) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 固形燃料の生産量の 2,000 トンの設定ですけれども、まず、ごみの処理をしていきますという部分でのごみの処理をすることによって発生する生成物を使って、それを固形燃料に変えていく過程の中で8時間稼働という一つの区切りをつけています。その中で最終的にその燃料を固形化できる能力を逆算していった中で出てきているのが 2,000 トンになります。ですから8時間体制で固形燃料をつくっていく中で1年間ででき上がる量の計算が 2,000 トンということで試算させてもらっています。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。
- **〇委員(前田博之君)** それでは、まだ何点かお聞きします。

今回の燃料運営施設の1億1,600万円の内訳が先般も同僚議員で8名の議論ありましたけれども、まず最初にこの1億1,600万円の内訳が委託料はいくら、副資材いくら、動力いくらと、主なものでいいですけど、どれぐらいの率になっていますか。この辺をちゃんと整理していかないと、結果的にふえてくるのです。そこで聞いているのですけれども、どうなのですか、この1億1,600万円の内訳は。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 1億 1,600 万円の内訳についてであります。今ここでいう数字なのですけれども消費税 5 %で計算された部分なのでそこは了承していただきたいと思います。主なものからご説明させてございます。まず、燃料費でございます。ここにはA重油が入っています。金額でご説明いたします。770 万円になります。それから光熱水費です。ここには電気と蒸気が入っています。合わせますと 1,650 万円です。それから委託関係です。委託は大方が現在の受託者に委託している部分がありますけれども、それ以外も若干ございますけれどもトータルで 8,070 万円です。委託そのものは 7,650 万で試算しております。それから副資材の関係です。副資材が 310 万円です。ほかの細かいものもありますけれども合わせますと 1億 1,600 万円。消費税 8 %ですが、今いった数字は 5 %で計算していますけれどもそういった内訳になります。以上です。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。
- **○委員(前田博之君)** 結果的に動力とか光熱水費、副資材、委託料も 8,000 万円ですから、そんなに3分の1になっても 24 年と対比するとそんな極端に落ちていないのです。私がお聞きしたいのは 2,000 トンの根拠いったけど、逆にこの8人も決めているけどもそうではなくて最低の人数、1人

というわけにはいかないけど、3人とか4人でやって私が前にも言っていますけれども、ここでいう 副資材が 300 万円も買うのですけれども、前は 1,000 万円以上でしたから。そうではなくてこの事業 の性格からしても、それでは白老から出る雑紙とか出る副資材、先ほど同僚議員もそれは町民の人も 協力してくれているでしょうといっていますけれども、2,000 トンにこだわらないで出る範囲で生産 するという形で、ぐっと経費を落とすと 3,300 万円を落とすだけの逆算の経営的なことは考えられな いのかと言っているのです。なぜ 2,000 トンに設定し8名の体制で1億1,000 万円の経費を考えるの か。逆に出てくる副資材を混ぜて固形燃料にすると。それに対して何人の人で足りると。そうすると 当然、光熱水費、燃料費落ちてくるのです。なぜそういうことができないのか。だから今いっている ようにこの前いったようにごみ処理の3万7,000で割っているものが5万7,000になるのです。固形 燃料にしても4万1,000円のものが5万8,000円。単価を下げて合理化してそして事業化を登別にや る部分を多少仕方ないけれどもやりましょうと。トータルで落とすのが筋だと思うのです。それがな ぜ出るかということが疑問なのです。そこをもっとやっているのかどうかということなのです。やっ ていると思うけれどももっともっと踏み込めませんか。そうすると一歩譲っても最低町民にこういう プランをつくったといったら 24 年度の決算以下の数字で少しは努力しましたというのが姿勢ではな いですか。それを 3,300 万円ずっと7年間オーバーします、こういうことでは行政の姿勢疑われます。 そこをいっているのは、最低でもごみ処理3万 7,000 円のものが3万 5,000 円に収まったとか、固形 燃料だって、4万 1,000 円が3万 9,000 円で終わらせたとか。2,000 トンにしたときに。そういう発 想からこういうことを決めたと数字出せませんか。もう一度検討できませんか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) 今のさらに経費の削減あるいは 2,000 トンをもっと縮小した中でやっていけないかという部分ですけれども、まず 2,000 トンの部分は先ほどご説明させていただきましたけれども、ある程度の逆算の中の数字でございます。生産量につきましては利用先のほうとの協議の中で希望としてはできるだけ多くという部分がございましたので、そういった部分を含めた中で今回積算はさせてもらっています。ただ結果として消費税 8%になった場合に 3,400 万円、25 年度予算よりオーバーしているという部分は現実ありますので、この部分についてはさらに合理的にできないかという検討は再度させていただきたいというふうに思います。ただ消費税の増税分まで含んだ中で収めてられるかどうかというのは、今の段階でちょっとお答えできませんけれども、できる限りの努力はしていきたいというふうに考えています。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 13 番前田博之委員。

〇委員(前田博之君) ぜひ成案をつくるときは私が今お話した部分は道理からいっても間違っていないと思いますので、ぜひそういう形の成案に仕立ててほしいと思います。

次です。今竹田課長大事なこと言ったのです。2,000 トンつくるのは製品を納めるほうと話をしているみたいな話をしていましたけど今はいいです、多分 32 年まで決めているのかな。それでは、今まで議論されている中で高温高圧の機械がとまってしまったとかになったときに 2,000 トンどころではないのです。その辺の整理というのはされているのですか、納品側と。今は答弁で 2,000 トンといっているけど。それでは今いったように議会でも、やはり町民負担になるから 2,000 トンではなくてもっと落としますと、経費。そういうことと、これから今まで議論してもう1回いうけれども、それ

では急にとまったあれはあるのです、耐用年数の何年か後にとまるとか。もう事業廃止するといっているのです。今議会に公にいっているわけです。その辺の製品を納品する側との話し合いは今どういう継続になっていますか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

それから生産量 2,000 トンにつきましてはこういった中で生産していきたいという話はしておりますけれども、これが下がる部分について例えばこれが 1,800 トンだとかというふうに縮小した部分、それの量についてはまた再度協議していくような形になると思います。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) その辺もこれからの多分課題だと思います。だから非常に方向性というのか、ばしっとまちの方向性が定まっていないような感じがするのです。

それでもう1点で終わりますけれども補助金の返還の議論がされています。今、道を仲介にしてやっているといいますけれども私から言わせてもらいますと、道の人は多分中には入ってついていっているだけで積極的に内容的な話は多分していないと思います。いろいろなこれまでの経過から見て、道が相反することを国に行ってワーワー言えないと思います。ただ町から相談を受けているから同行しているにすぎないなと私はそう思います。それ以上のことはあえて言いませんけれども。それでこれは皆さんも言っているのだけれども、町は国と補助金を返還すれと言っているから、交渉していますと継続していきますと。いつどうするということは言っていません、腹を決めて。

もう1つは、いつ事業が途中で機械が動かなくなるという、その辺の整合性の部分というのが聞いていて非常にあるのです。片一方では補助金戻しますといっていながら、片一方では機械がとまったら、そのときやめます。それではそのときに国と話が成立しても後に延びるか、前後になるか、どのみち今の町の考え方でいけば補助金を返還しなければいけないのです。そうですよね。その辺いかがですか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) 補助金の返還の部分です。今現在は事業をやめたら補助金と起債は一括返還ですと。これから例えば何かの大きなトラブルがあって施設を廃止したといった時には、その理由で施設を廃止したときに一括返還ですというふうにならないというのかな、一括返還ではないことを協議していくという部分も必要だというふうに捉えているのです。ですからそこの時点で補助金は今の制度からいくと返さないとだめだというふうに捉えていますので、そこの途中で施設を廃止したときに、一括ではなくて別な手法というのですか、そういったものがとれるのかどうかということも今後協議していく必要があるというふうに考えています。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

〇委員(前田博之君) 私言いたいのはどのみちそういう作業が出てくるということです。ですか

ら私が言っているのは、今副町長も言っていますけど、言葉は悪いけれども、道を介して云々という、 私が言うのは理事者が政治家としてスピード感を持ってやらなければいけないと。だから補助金を返 す前提でいくのか。もう休止、廃止、あるいは転用をもうここの時点でさせてもらいますと腹を決め ていくのかどうかということを私は問いたいのです。ということは、毎にも言っていますけれども、 これは同一な比較はなりません。これは委員会だから、前も名前出していますけど、和歌山県の岩佐 町ありますよね。私も委員会で言いました。ちょっと言わせてもらうけれども岩佐町は供用開始 14 年4月にやったのです。そしてうまくいかないのです。多少火災もあったし機械もいかない。そして 莫大なうちと同じ経費を投入したのです。それでときの町長が変わって 18 年5月に事業休止したの です。環境省に行って、ときの町長が協議して 18 年5月に休止しているのです。そのときの内容は、 私、押さえていませんけど、このときの担当者は町長に聞いたらそのとき返還されればそのとき返還 するということになったら、そのときは私腹を決めていると町長は言っているのです。しかしその後 事業休止した後 19 年 11 月に会計検査院が実施検査入っています。この講評も私もらっています。こ のときの講評は財政も大変だと。だけどもしかしたら1回目は施設の休止状況が続いていることは適 切でなく早期に施設の転用等を検討する必要ありますと。転用するとした場合は財産処分制限期間を 経過していない場合にはあるいは転用の見込みのない施設については施設の残存価格に相当する国庫 補助金を返還する必要があると認められますと講評されているのです。これは 19 年のとき。そのあ とにもまた入っているのです、2回目。いつだと思いますか。21 年6月です。会計検査入っているの です。このときまだ返還していませんから。町長腹決めていますから。そのときに会計検査員はガラ ッと変わっているのです考え方が。同様の検査をしましたと。その結果施設建設当初の規模算定が適 切でなかったり人口が減るとか横ばいということで算定、実績では人口減になっていますが、あるい は1人当たりのごみの発生量が若干伸びるという算定になっていた。その結果若干その関係の影響が 大きいのではないかという感触を持ちました。規模算定が適切でなかったり要求性能どおりの施設と なっていなかったり、RDF1トン当たりの経費を高騰させる要因、あるいは当初のRDFの全量燃 焼と違った整備計画となってしまったという経費を高騰させる要因が見受けられました。ということ はまちの財政に与える影響により現在休止になっています。当方としてはRDFの高騰による財政に 与える影響について今後も検証していく必要があると考えていますと言っているのです。そしてつき ましては今後別途資料の提出をお願いする場合もありますがその際にはご協力をお願いしますとこう 言っているのです。2回目に返還という言葉は入っていないのです。逆にうちと同じ施設は機能のわ りにお金がかかっていると。そういうことを踏まえたら、財政にあるから会計検査員も考えていきま すとこういう言い方をしているのです。 2回目にもう先ほど言ったように開始してから 4年間でやめ てその後2回会計検査入って戻せとは言っていないのです。それは先ほど同僚議員も言っているし宮 脇先生も言っているようにやっぱり説明すべきなのです。そして私今言ったように8時間やったこと によってこれだけ逆に町は、金かかるといって出してきているのです。そういうことをやっぱりデー 夕を集めて町長が行くべきです。宮脇先生も言っていますけれども。私が言っているのは、講評です からしゃべってもいいと了解をもらってここで今言っていますから。こういう状況になるのです。会 計検査でわかるのです、中身。だから私は先ほど副町長まだこれからやりますではなくて、町長が政 治家として即行動して、先ほど言ったようにどこかでとまるのなら、開き直っていつか戻すなら戻し

てもいいと。だけどうちはやめますというぐらいの気持ちを持って当たって、そして登別に全部持っていって少しでも経費を下げるぐらいの意志を町民に示すべきです。どうですか、町長。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 前段と大体重複する部分はありますけれども、そういう中で前にも一般質問等々で出ました岩佐町の話が出ました。担当のほうも岩佐町の状況は押さえています。補助金の出所がちょっと違うのですけれども、そういう中でそっくりそのままその事例が当てはまるかどうかはわかりませんが、先ほど言ったとおり国との交渉の中では今言葉も出ましたけれども、腹を決めてというお話ありましたけれども、やはり交渉に当たっては自分たちの考え方をちゃんと持った中で当たらなければ、いわゆるどちらでもとれるような考え方の交渉ということはあり得ませんので、私どももしかるべき対応の時期に考え方を持って交渉に当たりたいというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 私の意見とかいろいろなことはこのあと議会中で討議の中で主張しますけれども、ただ私が質問したように竹田課長にも話したように 3,300 万円をもっともっと切って、町民にそれだけ厳しく生産していくのだという姿勢を絶対に見せるべきだと思うし、今言ったようにもう1つは補助金の関係の国、農水省とかの関係についても、固有名詞は出さなくてやっぱりこういう中にある程度時間を設定して、積極的にそういうことを事業廃止に向けてやりたいというぐらいのことをちゃんと整理しないと町民は納得しないと思いますので。いかがでしょうか。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 国との交渉という言葉がいいのか協議という言葉がいいのか。補助金を受けている事業者のスタートの状況、それとスタート後の状況、今後の状況といいますか、そういうものを押さえた中でいわゆる事業を行っているまちの立場、状況を押さえた中での説明をしていく中でこの事業が今後こういう形で進めれるのか進めれないのか、そういうことを踏まえた中で国との協議はさせてもらいたいというふうに思います。

○委員長(小西秀延君) ここで確認いたします。ほかに質疑をお持ちの方。 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。私今の議論を聞いていまして本当にそのとおりだなというふうに思いました。それで大切なのはもう1つあって、僕はまず今の2,000トンの話で経費を下げるというのは前回私も人件費の話をしましたから、もう同じこと言ってもしようがないから言いません。ただ期限を切ることです。期限を切るというのは見直すのであればいつまで見直すのか。それは例えば今我々が議論している中でやっているわけですから。そこのところはやっぱりきちんとこの議論が行われているうちに、まず1つは見直し案をきちんと作る事、もう一度。例えば人件費の問題、8人ではないといったでしょう。だから、実質人区はこれだけですというのは出せるわけです。8人のうちの0.5人というのはもう電気の部分はないわけだから。そういうこと含めてきちんと正確なデータを出すこと。それを期限をきってやること。私が思うのはそういうことはできるのであれば私たちは11月いっぱいこの議論をするわけですから、少なくてもそういう中で議会が結論を出すまでにそういうもので最大限努力したものを出してほしい。出せるかどうかということ。

もう1つは腹を決めるというのはそういうことを含めて、私もやめたほうがいいのではないかと言

った立場上ありますから、町が議論するという腹を固めるのかどうか。しないというのならしないでそれは仕方がないのです。しないということになれば壊れるまでやるということだから。だからそれはいいのです。ただし壊れたときにやめなければならなくなるわけだから同じことです。ですから腹を決めるというのはいつまで腹を決めるのか。やっぱり、今の財政問題というのは期限をきちんと切ってやっていかなければだめです。ですから担当は担当で見直しの時期をきちんと、少なくても我々は議論している最中に最低でも人件費の部分については成果上がるものを出してくるとか、細かく出してくるとか、それから国に対する交渉については基本的にはやっぱりこういう考え方でいきたいというものを出すということが私は必要だと思うのですけど。この2点だけ。そういう決意でやるのかどうかということだけ伺っておきたいと思います。

- **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 燃料化施設の今後の係る経費あるいは収支の部分ですけれども特別委員会が池開催されている期間中に再度出したいと思います。
- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- ○副町長(白崎浩二君) 2点目のご質問です。今回こういう資料を出している中に事業の廃止の項目も当然入れています。それから国と補助金のお話も事務方としてもしていますというお話をしています。ということはやはり視野に入っているというようなことなので、表現としてこの今回の方針の中でその言葉を明確には入れていません。というのは相手のあることです。それから今利用している事業体もその敷地を借りています。もろもろのことを踏まえれば、明確にこの表現の中で文字として明確に表現しづらいといいますか、ただ今言わんとしていることはこういうようなことを踏まえて国とも協議させてもらっていますと後段に入れました。ということはそういうような状況の中で協議を進めるというようなことなので、それは理解していただきたいというふうに思います。ただ明確に期限をということなのですけれども、それはなかなか難しい状況なので、先ほども答えましたけれども、私どもとしては本当に速やかにこういうことの腹を決めてといいますか、そういうことの交渉にあたるということでご理解願えればというふうに思います。
- **〇委員長(小西秀延君)** 再度確認します。

バイオの件で質疑、まだありますね。それでは、休憩後に引き続き行います。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

〇委員長(小西秀延君) 休憩を閉じまして、引き続き会議を再開いたします。

第3章バイオ事業について、質疑を続行いたします。

1番、氏家裕治委員。

O委員(氏家裕治君) 1番、氏家です。

ここの章に入る前に全体議論の中で竹田課長にもちょっと話を聞いていたのですけれども、どうしても僕やっぱり疑問が自分の気持ちの中ですっきりこの問題について当初 15 年もつといわれていた機械の例えば大きなメンテナンス、そういったものが経費として3年足らずで出てくるということは、

どうしてもこの機械の使い方に問題があったのではないのかと思うのです。そうとしか思えないです。そうしないと例えば 15 年もちますといったところが、例えば 10 年できたとかというのならわかるのだけれども、3 年やそこらでもって例えば大きな損傷箇所が出てきたり、それに直さなければいけない経費をここに書かなければいけなかったりするということ、実はちょっと僕は腑に落ちない。そこからはじき出された 8 時間のこの 2,000 トンをつくるというこれもそこからくるから引っかかってしまうのです。これで本当にいいのと。逆に考えると 24 時間 308 日、24 時間体制で果たして回さなければいけないものだったのかその当初の量をつくるのに。そこの検証というものがちゃんとできているのか。それを基礎にこの 8 時間体制にしてこういったものができるという体制になったのか。まず、それが 1 点。まず確認したいです。

それでやるべきこと全てやってきたのかといったらそうではないような気がするのです。どうして もそういうふうに思わざるを得ないのです。どうしてもだめだったらやめるしかないのだけれども、 まだまだやることはあるのではないかと思うのですやめる前にです。ということは 0.3%というあの 塩素濃度の件があって、それに到達できない部分がすごく問題になっていて、堆積しているものがあ ったりするわけでしょう。でも日本製紙の契約にもうやめるという決意というか、もうこの施設はだ めなのだ、このままではだめだと思うのだったら、でもやり続けなければいけないという1つの課題 も持っているとすれば、僕はその 0.3%に達しない燃料の販路も日本製紙とちゃんと話し合いながら、 そこからも収益を上げるような努力をするべきだと思うのだけれども。前もみんな言っています、そ の部分については。それもしないでこの施設をとめること、そして補助金を返さなくてもいい方法を 考えるとか考えないのか、僕はそれは全然話の違う問題だと思います。その辺についての考え方をち ょっと聞きたいのです。それでその数値的な根拠。これがもしまかり通るのだったら本当にクボタさ んを信用してこれからもやっていってと言えないですはっきり言って。そうではないですか。絶対、 僕はそういうふうに思います。0.3%のクリアはまちの責任だということはまちも認めているわけだ からそれはしようがないです。でもこの 24 時間 308 日稼働したときこれをやってきた結果3年でい ろいろなところに問題が出てきましたみたいな話はこれはまちの責任ではないです。それについての 考え方をちょっと教えてください

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) まず 24 時間 308 日の燃料化施設の稼働を開始しています。この 運転の仕方が正しいというのかこういうことでよかったのかという部分なのですけれども、当初から 計画の中ではこういう運転をしますということで当初からプラントメーカー、クボタとは協議した中で進められているのです。とはいえ、こういう稼働してきたことによってやはり機器類が痛むというのですか、そういった部分も実際に発生してきているということはあります。そうなったときにそれではそういう計画でいたのに、なぜそういうふうな形になるのという部分も確かにあると思うのですけれども、そこがそうではなかったでしょうという部分は確かにあると思います。ですからそこのそうではなかったでしょうという部分については、プラントメーカーも責任の中で手を加えて改善はしている部分になります。なのですけれどもやはり5年たってくると、やはりそれ以外の部分でも整備費というものがかかってくるような状況になってきています。それが今表れてきている整備費ということになってきています。

それと8時間に対する理由ですけれども、まず8時間にしたということは使うエネルギーとかを削減します、それから人もある程度と減らしていきましょうと。それで動かす機械も動かす時間体を少なくしましょうということで、例えば1年間に5,000万円なら5,000万円係るものを少なくすることによって、少しずつ延ばした中で何とかやっていきませんかというような発想だったのです。

それと日本製紙に対する 0.3%以上の製品等についてなのですけれども、ここの部分についても日本製紙としては 0.3%以下と製品でないとどうしてもだめなのですと。それはやはり日本製紙の使うボイラーが石炭ボイラーであるということで塩素対策はされていないので、例えば、全体の石炭とうちの燃料が入る量の中で計算した部分の計算方式と、それから 0.3%を超えたものが入ったときに局部的に燃焼したとき、その燃焼が発電用ボイラーに与える影響があるというふうに判断しているのです。それは日本製紙イコールそこのボイラーメーカーさんの考え方です。ですからそこがちゃんと守れないとボイラーメーカーとしては保障はしていけませんということで、日本製紙としては何としても 0.3%、それは全体でプールし 0.3%以下になればいいという発想ではなくて、部分、部分でも 0.3%を超えたらだめですと。だから何があっても品物そのものは 0.3%以下でないとだめですという、これは日本製紙としての考え方なので、それを少し基準緩めてくださいということはならない状況です。

それでその 0.3%以上のものが仮に発生したときに、日本製紙としてはうちとしてはもう使うことはできないので、それはまちのほうで極端に言えば違う場所を見つけてくださいとか、または 0.3%以上であれば再度つくり直してくださいといった形の中で今進めているということです。ちょっと答えになっているかどうかわからないのですけれども、以上であります。

〇委員長(小西秀延君) 1番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 1番、氏家です。それはわかっているのです。日本製紙の中では 0.3%を超えるものについては使えないですと日本製紙は言っているのだろうから、それは何がなんでも使ってくださいと言っても無理な話でしょうからそれはいいのです。でも 0.3%を超える部分の燃料の例えば使ってくれるという販路について、今までそういうところもあったのではないですか。実際やっていないでしょう。そこに販売はしていないのでしょう。僕はしていないと思っているのです。それで、そういったところにしたときというか、日本製紙さんだってそこまで言わないですよね。何だかんだつくり直して当初の予定どおりの量を搬入してくれみたいなことは言わないと思います、はっきり言って。そうであれば 0.3%を超える燃料の部分、これもれっきとした燃料です、はっきい言ったら。これをちゃんと買ってくれるところの販路をちゃんと見つけて、売ったときというのはまだ単価下がるような気がするのだけどどうなのでしょう。この 1 点ちょっと伺っておきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) 0.3%以上の製品の部分ですけれども、今まで温室とかそういったところで使えるところは実際にあって、何回かテスト的に使ってもらったりして、いい、悪いの判断をいただいています。結論からいうと使うことは可能になっています。ただ、近くにそういったものがなくて遠いのです。例えば旭川だとか、そういった方向になってしまいますので、これを使ってくださいと言ったときに輸送費がかなりかかってしまいます。ですから販売価格よりも輸送費が逆にいえば高いといったような状況が出てきますので、結果としてなかなか遠くまで運送費をかけて使っ

てもらうということには、今の段階ではちょっとならないという部分もあるのも事実なのです。ですからできればなるべくこの近くでないかということを探していくしかないのかなと。ただ固形燃料という形の中で使ってくれるところがなかなかないのです。例えば王子製紙さんだとかそういったところも、基本的には今王子製紙も最初スタートしたときには塩素濃度の基準が緩くてよかったのですけれども、最近はやっぱり基本的には 0.3%まで下げてきていますので、そういったところでも使えないといった状況なので、使うところとしては、農家関係の温水だとかに使うことはあるけれども、やはり運搬賃がかかってそこもなかなか難しいといったような状況になっています。

〇委員長(小西秀延君) 1番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 本来であれば王子製紙さんあたりだとか近くにそういったボイラーで使ってもらえるところがあれば一番効率がいいのだろうと。例えば多方面に持って行ったときに運搬費をかける。でも運搬費をかけてその差し引きの中で少し赤字になるかもしれない。でも例えば登別に持っていく経費と比較したときに別に登別が安かったら、それはそれでいいような気がするのです。そういった積算みたいなものはしてありますか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) 対登別とそれから製品をどこかへ持っていく部分についての細かな積算まではしていません。ただやはり燃料をつくるという部分に関しては登別の処理単価よりも今かかるようなもの状況なものですから、基本的にはやっぱり登別よりは燃料化施設で燃料をつくってプラスその運賃をかけてそちらまで持っていくということになれば経費的には高くなってしまうような状況です。

〇委員長(小西秀延君) 1番、氏家裕治委員。

僕はやっぱりこの施設というのは将来的には絶対必要な施設だと思ってい 〇委員(氏家裕治君) るのです。だからここまで言うのだけれども。あらゆる手を尽くすだけ尽くしてどうしてもやっぱり だめなものであれば、まちに対してのそういった財政的な負担で町民を苦しめるそういった施設であ れば、それは大きな決断をしていかなければいけないのかもしれないけれども、僕はまだまだやり尽 くしていないと思っているものだからここまでやっぱり言わさるのです。だからどうしても今までの 24 時間 308 日稼動のその根拠というのが僕にとってはどうしても理解できないし、それからもう1点 今までは水洗浄しなければ結局は塩素が落ちないだとか云々言っていたけれども、結局今回年 2,000 トンにしたときには洗わなくてもいいという話なのでしょう。ということはバッチ数が少なくなれば それだけ塩素の量も減るから、そこまで洗う必要もないみたいな話になっているのかもしれないけれ ども。これだって僕は全然意味わからないのです、はっきり言って。クボタはこれを洗って塩素濃度 下げることが一番いいということでもって、結局は附帯施設をつくって、そうやってきたわけでしょ う。でも、バッチ数が下がれば、そうではないという考え方というのは、当初の実証実験のときの話 もそうだけども、実際でそのときに出ていたということで話になっていないですか、こうやって。だ からバッチ数が少なくなったとか少なくなっていないとかという問題ではなくて、塩素というものに 対する考え方が違うのではないですか。例えば有機の塩素と無機の塩素みたいなものがあるとすれば、 植物性の無機の塩素と例えば化学的なラップだとかに含まれる有機の塩素みたいなもの。でも実際無 機の塩素というものが全体に占める割合が大きいから全然問題にならない塩素なのですはっきり言っ

たら。そういうことで大丈夫です洗浄しなくても今までどおりのものでもって何とか対応できるみたいな根拠がそこにできているのかなと思ったりもするのだけれども、違うのですか。そうでなかったら、バッチ数だって実証実験でやってときだって、それでは、実証実験でやったときに塩素が全然出なかったのですかといったら、出ていたのでしょう、そのときにだって。それをバッチ数少なくなったから水洗浄しなくていいのだみたいな話というのは、ここでは全然通用しない話だと思うのだけれども、そこの根拠というのは一体何なのですか。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

○生活環境課長(竹田敏雄君) まず塩素の部分についてなのですけれども今回 26 年から燃料化施設のほうを縮小してやっていきますといった部分についてなのですけれども、そこでは基本的にバッチ数イコール処理するごみの量が少なくなるのです。そうするとその少なくなった部分のごみを高温高圧して出てくる生成物の量があるのですけれども、それに対して手法としては希釈なのです。水洗いしないですから薄めて塩素を下げるという方法になります。量が少なくなったのでそれが可能ですという組み立てなのです。ですからそれによって水洗いという工程をなくして経費を落としましょうということで 26 年から縮小した形で試算しています。今まではまちから発生するごみ全量を高温高圧処理して出てきますと。これを希釈していきましょうという考え方だったのです、当初から。そうだったのですけれども量が多いという部分だとか、それから、塩素が安定していない部分だとかそういった部分があって、最終的に安定化させましょうということで、希釈だけではやっていけないということで水洗いをして塩素を落としましょうという方法に変えたのです。ですから、これが例えば今26 年から縮小してやっていく部分がさらにもっとごみ量が多ければ、これはまた水洗いをして塩素を安定化させて、物をつくっていかないとだめなのですけれども、処理量が少ないということから単純に希釈だけでやっていけますとこういう判断なのです。

あと無機とか有機の部分についての塩素なのですけれども、それはごみを例えばプラスチック系の 有機塩素とか、それから生ごみ的な無機塩素とかがあってこれをそれぞれ分別してやっていけば、洗 っても洗わなくても塩素は変わらないという部分は確かにあるのですけれども、そこまで今回縮小し た中で町民の方にお願いして分別まではということはちょっと難しいという判断なので処理量を落と してその中で希釈できる範囲内でものをつくっていきたいという縮小型の考え方なのです。

〇委員長(小西秀延君) 1番、氏家裕治委員。

○委員(氏家裕治君) 1番、氏家です。僕全然その説明ではわからないのです。だって結局今課長が言っていることというのは縮小して町民の分別にも余り手をかけさせないようにしょうと。完全最初からもうこれはあきらめて、もうやっぱりこの施設はだめなのだと言っているのと同じことだと思います、はっきり言って。やれることをどうしてやらないのかなと思うのです。それでやって例えば分別して少しでもいいものができるのでならば、洗わなくてもいい総体の量を、こういうふうにすればもうちょっとこうやってできるのだなとか、今の人間でもこれだけのものができるなという、前向きな努力というか考え方はそこにもうなくなってしまっているというか。僕はそういうふうに思えてしまうのです。僕は全体的な単価をやっぱりもっと下げてほしいのです、はっきり言って。そして登別に出す量もやっぱり少なければ少ないほどいいと思っています。例えば8時間の中で8名体制になってもっと効率よく燃料ができるようになれば僕はもっといいと思います、はっきり言って。その

ためにその根拠というのが一体何なのということでもって、この8時間体制にした根拠というのは何 だったのということでもって。ずっと聞いていても多分それ以上の答えは出てこないのかもしれない けど。僕はこれはあくまで、今のクボタさんが入っている以上はクボタの責任の中で炉のちゃんとし た説明を聞かなかったら納得できないです、はっきり言って。15年もつといっていたものが3年間の 中でも、いや、時間たつからいろいろなものが出てきているのです故障しているのですなんて、そん な説明で納得なんてできません、はっきり言いますけど。不良品です、はっきり言って。そうでなけ れば不良品だと言わないのであれば使い方がおかしいのです。だからその辺もっと前向きに町民にだ って事業は確かに縮小するのだけれども皆さん協力してくださいと。少しでも単価的なものを例えば 電気料にしたって蒸気にしたってこの量に見合う、見合っているか、見合っていないかわからないけ れども、もしかしたら同じ蒸気だとか電気を使ってもっとつくれるのかもしれない。この体制で。そ れで、全体的な単価をもっと落とすことができるのかもしれない。どうせ何年かやるのだったら、そ こに力入れてほしいのです。違いますか。そうじゃないと町民の人たちにどうやって説明するのです か。私、説明できないです、はっきり言って。今のままでだめでしたと皆さんこれはもうだめな機械 だから、何年かちょっと目をつぶっていてくださいと。そうやって言っているのと同じだと思いませ んか。先ほど前田委員も言っていたけれども、毎年3千何百万円という金額をずっと出し続けていく のです、こうやって。その説明ができないでしょうというのです、僕たちは。言ったでしょう、15 年 間ある程度もつと。15 年ではなくてもいいです、10 年間この施設は大体もつのですと。それ以降に ある程度機械が故障したとかいろいろなものに対しての経費というのは、そのあともこうやってかか るかもしれないけれども 10 年間はそういった稼働の中でもって動くのです、この工場はと。みんな それを信じてやったわけでしょう。できなかったらできなかったでそれはしようがないけれども。で もそれに対しての前向きな考え方というのはやり尽くしていないと僕はそういうふうに思っています。 そうではないと説明できないのです。これしかもうできないのですと。ただ補助金の関係もあって7 年間は稼働していかなければいけないのです。それに毎年 3,300 万円、何とか町民の方目をつぶって くださいみたいな話は、僕はできないです。ちゃんと理にかなった説明をしてもらわなかったら、こ れだけはできないです。僕はやめるべきだとも思っていないし。

〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。

〇生活環境課長(竹田敏雄君) 燃料化施設はこれから規模を縮小した中で継続運転していきます。 その中でやはり言われるように最も効率よくものをつくるということは、これから継続する中でやっ ていきたいというふうに考えています。

それから 3,400 万円の部分ですけれどもこれは実際 3,400 万円、頭飛び出てしまっているのでここの部分については先ほどもちょっとご説明させていただきましたけれども、生産工程だとかそういったものも再度試算し直した中で、できる限り圧縮した中で施設は規模は縮小しますけれども、そういった中で何とか運転していきたいというふうに考えています。

それから分別の関係も含めた町民の方の部分なのですけれども、分別そのものは生ごみだとかプラスチックだとかこれから分けていくということはできないだろうというふうに捉えています。ただ施設の中で燃料をつくるという部分で燃料ごみとしてできる限り家庭から出るごみだとかそういった中から雑紙だとかそういった部分で町民の方に協力していただいて、それを利用して燃料をつくってい

きたいというふうに考えているところです。以上です。

- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑をお持ちの方。12番、本間広朗委員。
- ○委員(本間広朗君) ちょっと1点だけ質問したいと思います。氏家委員と同じような質問を考えていたので、ダブったら申しわけないです。今稼働日数 308 日を原則として規模縮小型のごみの処理量の中で余剰生成物が年間 200 トン、これは一日に直すとほとんど1トンにも満たないような量だと思うのですが、この 200 トンの根拠。今言われたようにもうこの 200 トンを入れなくても、燃やせるごみというか食品残渣の処理とかのこういうものを入れると、十分といったらあれだけど入れなくてもいいのではないかなとちょっと思うのですが、まずこの 200 トンの根拠を教えてください。
- **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。
- **〇委員長(小西秀延君)** 12番、本間広朗委員。
- ○委員(本間広朗君) そして、先ほど不良生成物と言っていましたけれどもいわゆる余剰生成物、これの今いろいろな販路についても氏家委員のほうから質問があったのですが。私はこの余剰金生成物は町民の財産だと思っているのです。これをやはり赤字になってまで売るようなことはできれば避けてほしいなと個人的には思っているのですが、今後毎年予算の中にも要するに新商品を開発するという部分でやっていると思うのです。今ここにきてもちろん予算もついてやっていると思うのですが、そういう希望的なものというのはあるのかないのかということをちょっとお聞きしたいのですけど、どうでしょうか、その辺は。
- **〇委員長(小西秀延君)** 竹田生活環境課長。

それと施設に温水ボイラーがついていますのでその中で年間 100 トンぐらいの余剰生成物を使った 利用とか施設内にはなってしまいますけれども、そういった形で余剰生成物の処理というのですかそ ういったものを今後はやっていかないとだめだなというふうには捉えています。

- **〇委員長(小西秀延君)** 12 番、本間広朗委員。
- **○委員(本間広朗君)** 答えはいいのですけど、本当にこれ先ほど言いましたように少しでも売って、少しでもまちの収益として入ってくるような方策というのが必要になると思いますので、本当に 今いろいろ議員から出ているのですけどやはり町民の負担というのもこれからもずっと続くとなると

町民として不満を持つというわけではないと思いますけど、理解をしていただくためにはまちとして どうしたらいいかということを考えていっていければなと個人的には思っているのです。その辺のと ころちょっとお聞きして。

- 〇委員長(小西秀延君) 竹田生活環境課長。
- **〇生活環境課長(竹田敏雄君)** 稼働当初から使い切れなかった余剰生成物というのは今環境衛生 センターと施設のほうに保管しています。ここの部分については大きな問題だというふうに捉えてい まして、稼働を縮小された中で使いきれる量は限られてしまいますけれども、何とかそちらのほうで 使いながら燃料に展開していくという部分と、それ以外の利用先だとかそういったものも含めて探し ていったり何とかそこの解決に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑お持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

次に、3項目目、港湾事業についてであります。質疑があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

- **○委員(西田祐子君)** 港湾のことについてお伺いいたします。港湾のほうは今後7年間に延ばして島防波堤をやるということなのですけれども、今実際に大きな船が入ってくる予定がない中で利用企業がない中で今財政が大変な時期だけ島防波堤の工事を一時中断して、3年か5年後にまたまたやるという方法はとれないのか、どうなのか。その辺をちょっとお伺いしたいのですけれども。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 中断するということで、それだと安全な港にならないと、静穏度が保てないということになりますので、大きい船に限らず船が入ってきて第3商港区 11メーター岸壁に停泊するためには、島防波堤に外防波堤を整備しなければならないということです。
- **〇委員長(小西秀延君)** 7番、西田祐子委員。
- ○委員(西田祐子君) 結局は3年でつくるといったものを7年に延ばすわけですよね。その7年の間結局静穏度は保たれないわけですよね。そうなりましたら最初の3年なら3年やめますと、4年なら4年やめますと、残りの3年で例えば7年間の今回の計画です、それでは残りの3年でつくってしまいますという方法はもうできないのですかという意味なのです。なぜかといいますと結局は今現在だって7年かからないときちんと静穏度が図られないのに、だらだら、だらだらやっていくほうがいいのか。それとも今とりあえず中断して後半に財政がよくなってきたときにやるという方法はもうできないのかという意味なのです。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** それはできないとは申しません。けれどもやっぱり早い時期につくっていかなければ、それだけポートセールスにも影響するということです。
- **〇委員長(小西秀延君**) 7番、西田祐子委員。
- **○委員(西田祐子君)** 私港をつくることに関しては全くの素人ですからよくわからないですけれども、それは開発局との関係で一回中断するということはできないのかということが1つあります。 それともう1つ。だらだらつくっていくことによって、途中で例えば大波がきたりとか、そういう

災害がきたときに、中途半端なつくり方をしていたら反対に危ないのではないかなという気もするものですから、つくり始めるのなら一気に3年なら3年の間にきちんとつくってしまったほうがかえっていいのではないかと。それだったら最初の4年間休んで後半に持ってくるとかということはどうなのかなと思ったのです。その辺がすごく疑問で仕方ないのです。だからこの港はいつかはポートセールスしてつくっていきたいといいながらも、7年後でなければちゃんとした大型船を安心して入れられないという状況があるのであれば、そういう選択肢がないのかあらゆる選択肢はどうなのですか。そこの中で今回7年でやっていくことが果たして本当にいいことなのかどうなのかという部分を私たち議会はこれから判断していかなければいけないものですから、その辺をもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

- **〇委員長(小西秀延君)** 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 担当としましては早くつくって安全な港にしてポート セールスをしていきたいとは思っております。ただやっぱり休止という関係で一時休んでその後また やりたいといっても、先ほど西田委員がおっしゃられたとおり、開発局というか、直轄事業ですので お金のつき方がやっぱり鈍くなると思います。事業推進が厳しくなると思います、休むと。
- **〇委員長(小西秀延君)** 7番、西田祐子委員。
- ○委員(西田祐子君) 島防波堤については国の直轄事業で前にも 15%白老町の負担であと残りは 国の予算というふうに説明を受けていますけれども、やはりそこの部分で白老町が町側としてだけで 判断できるのかできないのか。その辺をもうちょっと詳しく説明していただきたいのですけど。そう しないと私たち議員としてもやっぱり町民の方から聞かれたときに何でできないのと聞かれたときに、 ちゃんと説明できるようなことをぜひ答弁でお願いしたいと思います。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 今回の 32 年まで延ばすというのも開発局と相談して 決めております。だから町だけの単独で決めたわけではありませんし決められないのです。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑お持ちの方。15番、山本浩平議長。
- ○議長(山本浩平君) 港湾の関係なのですけれども端的に申し上げて、第3商港区の今後の利用ということの観点で質問してみたいというふうに思います。利用者との協議が整うまで港湾管理者として整備を凍結することといたしますという結論でありますが、先般第3商港区の供用開始のセレモニーがあったばかりでございますけれども、今までの長年の経緯を考えたときにこの第3商港区の利用を万が一大手製紙メーカーさんが使わないと、使えないということになった場合はほかの利用先を探らなければ当然ならないと思いますし、もしかしたら並行してそういう営業やられているかもしれません。万が一のこと考えです。しかしながら今までの長年の経緯を考えたときに大手製紙メーカーさんがこの第3商港区にチップヤード等を設けない、あるいはチップヤードではなかったとしても第3商港区のメインの活用が大手製紙会社さんではないということには私はならないというふうに思っております。いろいろの社会情勢もあるのは皆さんこれはもうわかっていると思います。紙の、いわゆるペーパーの利用度も年々減ってきていますし海外との競争も激しい、あるいは石巻の工場の復興にも相当経費が係る、いろいろなさまざまな事情、あるいは運搬をする会社もその大手製紙メーカーさんは大きな運搬会社の経営もしているというような、いろいろな理由を巷から耳にするわけですけ

れども、私はこれはバイオマスともちょっと関連があるのですけれども、昭和36年から大手製紙メ ーカーさんとのつき合い、52 年間になっているわけですけれども、はっきり言って今が一番最悪だと 思うのです。その大手製紙メーカーさんと白老町とのかかわり、これは行政だけとは決して言いませ ん。白老町全体とのかかわりが非常に薄い、最悪の状況になっていのではないかなというふうに思い ます。それで若干バイオマスの話もこれも関連させてお話をさせていただきたいのですけれども。登 別市にごみの一部を再度委託するというようなことで、登別市にアプローチした段階で町が水面下で アプローチした段階でこれが白老から出たのか登別で出たのかわかりませんけれども、報道関係者に リークされてこれは大変議会としても寝耳に水でありまして非常に議会内でも問題になりましたけれ ども、そのときに私はバイオマスの出た製品を使っていただいている、お客様である大手製紙メーカ 一さんでも私は相当敏感に反応されたというふうに、そういうふうに想像しております。やはり水面 下での交渉が漏れるこの辺も水面下でやっているのであれば、絶対に漏れないように相手側にもお話 をしなければなりならないと思うのです。そういったこともありますし、このバイオマスを出発した 当初多額のお金をその稼働に際しても寄附をいただいているわけです大手製紙メーカーさんから。そ ういう観点からいってもバイオマスをやめるといったときにでも、本当に丁寧に相手に納得していた だけるような形の中で交渉を進めて、そして理解のもとでご理解をいただいてそういうような方向の 話をきちんとされているのかどうなのかということも、ちょっとどうなのかなというところもござい ます。そういった意味で白老とこの大手製紙メーカーさんとのかかわりというのは本当に長い長い歴 史があるわけでありまして、先般議会議員OBの方々と懇談するそういう機会がついこの前あったの ですけれども、そのときに出席されている6名の議員のOBの方の5名が何らかの形で旧大昭和製紙 ですけど、そこに仕事をされていた方々が6名のうち5名もいるわけです。そこでいろいろな話が出 たとか出ないとかというのではなくて、それだけかかわりの強い大手製紙メーカーさんとの白老との 関係私はこの関係を改善する修復する構築する。アメリカと日本との関係みたいなもので、これは切 っても切り離せない。それは、イデオロギーによっては違う考え方の方々もいらっしゃるかもしれま せんけど、少なくてもこの 52 年間いいつき合いをしていた大手製紙メーカーさんとの関係を改善こ れは一番にやらなければならないことだと思います。その糸口をどうか見つけていただいた中でやら ないと、今みたいな関係の中で、それでは仮に設備投資をしようかとどこかの工場で設備投資しよう かと思ったときに、最優先で白老に設備投資するかというようなことだって考えられます。ですから 今本当にそういった意味で最悪の関係ではありますけれども、ぜひともその関係を改善する努力を一 番にやっていただいて、そして何としてもこの第3商港区は多少遅れてもいいから大手製紙メーカー さんに使っていただく。石巻にも震災のときに 200 万円町で寄附しています。いろんな経過、経緯も あると思います。ですから、もっともっと関係を構築できる腹を割って話のできる環境をいきなり上 の方々同士でなくてもいいのです。本当にちょっとした知り合いを通じてでもいいです。少しでも窓 口ができるような、関係が改善できるような、そういう方法をとっていただいて、ぜひともこの港湾 管理者として整備を凍結するという話ですけれども、利用者との協議を1日も早く整うように努力を していただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

〇副町長(白崎浩二君) ご質問かどうかちょっとあれですけれども。お言葉を返しますが、表現

として関係が悪い、薄い、その修復、私ども決してそういう状況ではないというふうに思っています。 私どもも対相手との協議につきましては、お互いにそういう状況の中での誠意をもった話し合いをさせていただいておりますし、期間をおいてだとかそういうことではなくて常時その都度、相手方とも協議をさせてもらっています。そういう中ではお互いの今の置かれた状況等々の話の中で合意点に至らないところはありますけれども、それはお互いの今の社会情勢の変化とともに置かれた状況の中でのお話し合いが出ていると相手方も出ていると。私どももお話をさせてもらっているというようなことで、これは事例に上げましたけど、港についてもそれからチップヤードについても、それとバイオについてもですけれども、それはお互いが誠意をもって協議を進めているというふうに私どもも判断しております。決してちょっと誤解されたら困ります修復という言葉は今状況が悪いというふうに捉れたら困りますので、私どもは決してそういうような状況ではないというふうに押さえております。以上です。

○委員長(小西秀延君) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時04分

〇委員長(小西秀延君) それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き港湾について。15番、山本浩平議長。

○議長(山本浩平君) 先ほど休憩前の副町長の答弁ございました。私の意図しているところが若 干、ちょっと違った形でもしかしたら捉えられたのかなというふうにも思ったものですから、再質問 させていただきたいと思います。

恐らくこの改善だとか修復あるいは 52 年間の中でつき合いの関係が、今余りよくいっていないというようなお話でちょっと反応されたのかなというふうに思いますけれども、私があえて先ほど議員 O B 会の中でこの前出席した O B 会の中で6 名中 5 人が何らかの形で大昭和の関連の方の議員さんだったというお話を交えたのは、非常に町と議会も含めて本当に密着した関係の時代から比べると今はちょっと厳しいのかなと。いうなればバイオマス事業も決して軌道に乗っているわけではないから新しい修正案が出ているわけでございますし、港の問題につきましても自動車学校の横に通った石山大通りから港に抜ける道路がございます。あの道路だって日本製紙さんに使っていただくための道路といっても過言ではないというふうに思っています。そういった意味合いからでも何とか白老にある大手企業さん、今 1 社だけですからそこと密接な関係の中で今以上に新しい関係を構築していただいて、何とかこの第 3 商港区を多少時間がかかっても仕方がない社会情勢だと思いますので、何とか日本製紙さんにお願いをして使っていただく努力を議会も含めてみんなでオール白老でそれこそ何とかそういう関係を構築していくために、ぜひとも今まで以上の努力をお願いしたいということであります。もし、答弁あれば、お願いしたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 日本製紙さん大昭和製紙さんの時代からずっと長く白老町としてはおつき 合いをしてきた大きな大きな企業であります。今議長のお話が港湾の質問の件だったので港の荷役施 設等の整備については日本製紙さんの今の経営状況、社会情勢も含めてまた震災もいろいろなことを 考えて今の現状では余りいい答えが出せないと。ただその長い歴史の中で行政に対しても理解と協力をいただいてきた日本製紙さんとはこれからも同じく密接な関係でいきたいと思っていますし、荷役施設についても今議長のおっしゃった努力するというのはもちろんのことでありますので、1日でも早く実現できるように努力をさせていただきたいと思います。これはまた行政だけの交渉もあるのですが議会の皆様方もまた協力していただきたいというふうに思っております。

○委員長(小西秀延君) ほか、港湾につきましての質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。 3番、斎藤征信委員。

〇委員(斎藤征信君) 港について2点ぐらい質問したいと思うのですが、767 億円という総工費 をかけてまだ残りが 28 億円ぐらい、交付税を引いても残っているのです。それを返さなければなら ない。さらにその上にこれから継続しなければならないという状況があります。それで防波堤をこれ からの工事でつくるということで 27 年完成予定が 32 年まで延ばしたということです。工費も 32 億 円予定していたものが 27 億円に減らして、それでも町費の持ち出しは全部引いても5億円ぐらいな のです。そうするとこれからの工事というのはどういう意味を持つのかということを問わなければな らないのではないか。この間開港いたしました。それで防波堤をつくるということは静穏度も高まる ということになるわけですけれども、その静穏度この間のお答えの中では87%ぐらい保たれることに なったというふうに聞いているわけです。実際に第3商港区は大型船を入れるということでつくられ ていたものです。そうすると 87%の静穏度というのはどういうことなのか、本当に 87%はあればま あまあ何とか使用していけるのか、全くだめなのか。そのあたりの 87%という意味合いをちょっと聞 かせてほしいなというふうに思うのですが、それと同時に大型船が今までは入るのかと聞いたときこ れからポートセールスをして今のところ入る予定がないと。入る予定がないところの静穏度を高めて つくっていかなければならない、ここの整合性はどういうことになるのか。そこら辺を答えていただ きたい。〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 今の静穏度 87%というのは、100 日のうち 87 日荷役の作業ができる波の高さですということです。基準では 97.5%なければだめなのです。100 日のうち 97.5 日、安全に作業できる港でなければならないという決まりがございます。ですのでその 97.5% を目指し防波堤の延伸をしていきたいと思っているところでございます。

あと、大型船が入らないのにどうして静穏度ということなのですけれども、逆にいうと静穏度がいいから使ってもらえるということにもなります。ポートセールスいきますと静穏度悪い絶対入れないわけではないけれども、安全で安心して入れないのではないかと。もしうねりとか大きな波がきたときにはどうするのか。逃げなければならない。ロープが切れるという話まで出ます。そのためにもその基準にあった静穏度を確保したいということです。

〇委員長(小西秀延君) 3番、斎藤征信委員。

○委員(斎藤征信君) 97.5%の完璧なものをつくらなければならないと。今そういうときなのか。 安全だから来てほしいというセールスができるのはわかります。だけれども今この財政の中で完全な ものをつくらなければだめなのだと。強いときには今まで実績でポートセールスでどれだけの実績を 上げてきたかということが1つの問題になってきます。それで実際に今まで第2商港区の目標もあります。その目標が今まで全部それが仕上げられてきたのかどうなのかということが問題なのですが、

例えば 23 年度で砂だとか、鉄鋼スラグだとか、それで大体 90 万トン近くになっていた。それに紙が 5万トン大体 100 万トンになったと。これが目標からいってこんなものではなくてもっともっと上げ なければならないと言っていたときに、27 年度であげたのがチップが 144 万トン、紙は 30 万トンに すると。そのほか原木や何かも入れると大体 180 万トンになるのだと。今までの実績と合わせて大体 280 トンはこれは仕上げていくという話をしたのです。だけれども実際今のところ先ほどの話ともつ ながりますけれども紙がようやく精一杯やって5万トン。ライムストーンですかそういうものを入れ ても大した額にはならないのです。そうなるとこの紙が 30 万トンに本当になるのかといわれたらそ れは全然不可能に近い数字を上げてきたのです、今まで。それからチップだってチップ船が入れば数 字は上がるのかもしれないけれども、今大手企業との利用する企業との約束がいまだにできていない。 そのことはすごく大きな問題だと思うのです。実際にこの 144 万トンという数字だってどこから出て きたのか。今にしてみればすごく疑わしい数字です。ただ、そういうつくっていくために目標数字を 掲げただけなのか。いくらかそれに近づけたり、何かの努力があってこういうふうに好転しましたと いう希望が持てるものがあるのだったらいい。だけれども全く何の根拠もなしに 144 万トンが入って くるといってきたのか。これはもう利用企業との約束だとか話し合いがある程度煮詰まっていてこう いう数字が出てきていなかったらうそだと思うのです。それが目標にもう数字が上げられてそのため にこの港を全部静穏度を完璧にしてつくらなければだめなのだと、こういってきた。何だか私たちい い加減なといったら言葉悪いけれどもその幻想の上になってきたこの目標を私たちはまともにそれを 聞いていたのかというような気がしてくるのです。本当にこれができるのかそうやって考えると今の 状況の中からいったら、これを仕上げるということはまず意味がないのではないかといったら余り極 端かもしれないけれども、それでは静穏度が 97.5%まできたら本当にこれが 280 万トン、目標 350 万 トンとしていたものを 280 万トンまで下げたわけです、その下げた目標までいくのかどうなのかとい うことだって、その根拠というのは今のところ何もないのです。それで実際には私たちはこの第3商 港区について大変になるから共同管理だとかそういう話もずっとしてきました。それから重要港湾の 5つの港でそれも含めて協定が何とかできればといったけれども、そのあとそれがどういうふうに生 きているのかという話我々は一切聞いていないのです。これも夢の話だとすれば今ここへ掲げられた ように 32 年度までかけて、せっせとこれから 30 億円以上の負担をしながら仕上げなければならない のか。もうここでやめるのが賢明ではないか。今87日間使えるのだったら87日間でいいではないか と。そう言いたいのですけれども、そのあたりの見解というのを正確に聞きたいというふうに思いま す。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 今貨物のお話でしたが基本構想時平成 11 年に基本構想をつくったのですが、そのとき企業に企業ヒヤリングを行いまして、第 3 商港区ができたときにはどのぐらいの貨物をこの港を使って出していただけるのでしょうかということでヒヤリングをしてこの貨物量は出しております。ですから当時今もそうですがチップが現在絶乾重量、乾いた重量で約 40 万トンございますが、それを港湾の荷物に換算すると 144 万トンということにあります。そういうことで当時企業さんとは詰めておりました。紙製品の出荷に関してもそうです。 RORO船を利用すればこのくらいの貨物は白老港から出せるということで数字をいただいておりました。これから 30 億

円かけるといいますが負担金としましては4億円の負担でございます。あと港湾連携の話でしたが5港の港湾連携は協定を結んでおりますが、今のところは災害時の協定でお互い補完しましょうというだけでありまして、あとクルー船もあったのですが白老港今使えたのが7.5メートルですので、大型船のクルー船入ってこられないものですから、その辺のお話はちょっとついていけませんでした。ただ今後11メートル岸壁ができたのでその辺の話も積極的に入っていきたいとは思っております。

〇委員長(小西秀延君) 3番、斎藤征信委員。

○委員(斎藤征信君) 言わんとすることはわかるのです。RORO船が入ればこの数字にはなるだろうということの計算の上。そうなるとそのことが何かの根拠といいますか、利用する企業との約束があってこの数字が出てきたのであればいいのです。ところがいまだにその話がきちんとついていないのでしょう。だとすれば問題なのです。将来港ができたときに必ず入れますという話があってここまで進んできたのかどうなのかということが大きな問題なのです。もしそれがうまくいかないにしても、それではこの代わりになるほかの船いろいろポートセールスをしながらほかの船でこれが埋められる数字なのかといったら全く埋められない数字でしょう。そのあたりものすごく不安定な数字だと思うのです。そこのところをだれが聞いてもわかるように答えてもらいたいのです。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 企業さんとの企業ヒヤリングですのでお約束ということはいただけません。ただそのとき当時ですと 22 年ぐらいまでにはマイナス 11 メーター岸壁ができるということで進んでいましたので、そのときには貨物がどのぐらいあるのですかと。それで今ほかの港から出しているものはできれば白老港から出したい、使いたいということをおっしゃっておりましたが、現実的には先ほど町長もおっしゃいましたがいろいろな事情があって今はまだ使っていただいていないというが実情です。

〇委員長(小西秀延君) ほか、質疑お持ちの方。4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。今の話でちょっとお尋ねをしたいのですけど、1つは、今第2商港区の静穏度がいくつになっているかということと、それから 10 月 23 日に請求して出していただいた資料がございます。港湾整備事業管理者負担金財源内訳一覧というかなり細かく数字が出ているものですけど、そこの一番最後に維持管理分の交付税算入額というふうにあるのですけど、これは財政担当のほうかもしれませんけれども、この根拠何をもとにしてこの維持管理分の交付税算入額を計算されているのか。この 23 日に出していただいた資料というのは非常に細かく 57 年から今までのものが全て出ております。ですからこれを見ると一目瞭然なわけですけれどもこの中身についてこれからちょっと何点か伺いたいと思うのですけど、まずその2点お尋ねをしたいと思います。

○委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 第 2 商港区の静穏度でございますが、今現状の形で第 2 商港区の 7.5 メートル岸壁が 99.6%です。 あとそのほかに 5.5 メートルの岸壁で 3 つございますが そこも 99.2%という数字が計算上出ております。

あと維持管理分の交付税の算入の根拠ですがこれは岸壁の長さだとか防波堤の長さとか、それの数値を根拠に港湾としては提出しています。それに基づいて交付税が入ってきていると思われます。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。ということは、第2商港区を使う分については現在は全く問題がないということですよね。今静穏度の話がされていますけれども、これはあくまでも第3商港区に船が入るということが前提条件になっていると、こういう理解でいいですね、まず。それがまず1つです。

それから今の交付税の関係なのですけれども、算出根拠がそうであれば、それは交付税として入っているということであれば、実際に維持管理費はこれの約半分かかっていないのです。町から出たデータで見ても 23 年度は 1,057 万円、24 年は 1,000 万くらいと。それで維持管理分の交付税算入額が約 2 倍半以上入っているということになるのだけど、交付税でこういう形で入ってくるということは現実的にはその前にも交付税多く入ってきていることがあるのだけれども、現実的にこういう形で入ってきているということは事実ですか。これはきちんと確認したいのです、ここのところは。その点まず伺いたいと思います。

1点目の静穏度の関係なのだけど、現実的に第3商港区は船が入らなければ静穏度は必要ないということになりますよね当然。もちろんポートセールスは静穏度が99.5%になることを目指し実際に開港しているわけですから、入るまでに少なくてもこの8年間ポートセールスをされたと思うのです。第3商港区を着工してから。22年か23年かわかりませんけど、開港するのは。そのときのポートセールスの中身。どういう形でポートセールをして23年から入るということは当然大手企業もそこでそういう静穏度の中で使うということを条件に相手に話をして使うというふうになっていたのかどうか。その点はどうですか。

- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 大渕委員のおっしゃるとおり第3商港区のための静穏 度のために島防波堤と西外防波堤は整備しております。ポートセールスの内容として条件はということなのですが条件は示しております。ですから今までは 27 年度までには完成しますということでお話はしておりました。

あと船が入るまでとおっしゃいますが今白老港は狭隘しておりまして狭いものですから第3商港区 に今入っている船もそちらに移管するという考えでおります。ですからまるっきり第3商港区に船が 入らないということでありません。利用はもちろんしていきます。

- **〇委員長(小西秀延君**) 安達総合行政局財政担当課長。
- ○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 交付税の関係は私のほうから答弁させていただきます。まずお手元の財源内訳表に書いているとおり、港湾をつくることによって交付税算入されるのは外郭施設これは防波堤、島防波堤の延長に伴う部分での算出で、まず交付税算定されると。それと今まで借りた元金の起債の償還額に対する交付税算入、これが中段ほどにございます。それで一番右側に書いているのは維持管理経費分と書いておりますけれども、これも先ほど港湾課長から説明あったとおり係留施設の延長です。外郭施設ではなくて内郭の船をとめるところの岸壁の延長、これの延長によって算出されるものが交付税算入でございますので、維持管理経費分とは書いていますけれども、全体に充当されるものという捉え方で考えても構いませんし、過去には元利償還金より逆に多く入ってきたりということもありましたし、今後とも外郭延長もしくは係留延長が伸びていくとなると、わずかながらですけれども交付税算出していく部分はこれから増加するというような状況になります。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。そうなりますと、例えば 24 年度で見ると町の単年度の 負担額は6億7,658 万1,000 円ということです。これは町が港について払わなければいけない1年間 の金額です。それで一般的にいう真水、町民の皆様方の税金で払っている金額、交付税が全てこの港 に使われたとしたならば町民が真水で払っている分というのは2億851万2,000円とこういうことに なります。これは町民の皆さんの税金で港に払っている金額というふうにいえると思うのですけどそ れはそういう認識でいいですね。

それでは、なぜこういうことを聞くかというと実際に港がなければこの交付税は入ってきません。そうであれば病院の認識と私は借金か借金でないかということと同じだと思っているのです。それは今まで何度も質問してきました。それで今までの港の答弁ではどういうふうになっているか。これは同じものです、内訳一覧。これはずっと古いものですけど。それによると単年度はこれだけ、例えばここにもこの下に書いていますけど 7,000 万円ぐらいだと全部トータルすると。1年間 7,000 万円ぐらいだと。こういうふうにずっと説明されてきているのです。ここにも書いています通常債は交付税算入率が 30 とかずっと交付税の算入率が書いています。実際に病院もなかったら入ってこない、港もなかったら入ってこないということでいえば同じという認識にならないのですか。その認識。病院に入ってくる交付税と港に入ってくる交付税。港に入ってくる交付税だけが港にきちんと入るから大丈夫ですという説明だったのです今まで。これは前回も前々回もその前の町長さんも一貫して私の答弁に対してそうやっていっていました。そのために根拠としてこれをつくってもらったのです。そこの認識はどうですか。

〇委員長(小西秀延君) 安達総合行政局財政担当課長。

〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 病院のときも議論しまして答弁させていただきました。 港湾の部分もなければ交付税というのが入ってこないというのは当然のごとくでございます。港湾だけに突出することではなくてほかの算定経費いろいろな経費、算出されている経費がございます。小学校、中学校などの義務教、社会福祉関係、老人が何名いるから何名という形でございますので、大渕委員のいうとおり、なければ入ってこないというのは当然ですけれども、ある部分で入ってくるのも当然ですから。それと病院とは違いまして病院では一方では繰出基準で一般会計のほうから繰り出しをしなさいという一定のルールがございまして、その中に交付税のこれだけ措置していると、財源措置していると国ではいっていますので、そういう部分ではそうかなと捉えても構わないのですが。一般会計上のこれは入っていると一方ではそういう考えもありますけれども、財政側でいきますとこういうものも含めて一般財源だと物の言い方で過去からも言ってきましたし、入っているということも当然言ってきましたので、余り固執してもう入っているというような捉え方になると、そうしたら全経費各費目の中で入っている、だからつけないのはおかしいのではないかという議論になりますので、それはプールして一方ではそういう考え方もあるという認識の中で捉えていただいて、余りこだわってしまうとちょっと違う議論になるのかなという考えがあるのではないかと思います。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。当然今言われたとおりだと私も思っています。ただ例えば行政改革推進委員会の中での町側の報告の中に4億円が赤字ですというふうに言っています。そこ

で2億円交付税入るなんて一つも言っていません。ということは確かに僕も4億円は赤字だと思いま す。だけど今の認識からいったら僕は2億円というのは病院がなかったら入ってこないのだから、そ ういうことをきちんと行革推進委員会の中なり何なりで言う必要があると思いませんか。僕が今言っ ているのは、なぜここにこだわっているか。今課長のいうとおりだと僕も思うのです。ただ町は今ま で少なくても副町長も違う立場だったかもしれませんけれども、ずっとそうやって交付税で 100%算 入されて町が真水出しているのはこれだけだということをずっと言ってきているのです。ずっと一貫 してこれは一貫して言っています。これは前々々町長からずっとそうですから。それでそれだけしか 出していないのだと。町民負担なんてこれだけしかないのだという言い方でずっときているのです、 町は。だから僕ここにこだわるのです。それだったら全部同じく町側は交付税に対する認識を同じく しなくてはいけないのではないですか。ここに書いているでしょう。今一番新しいものの右側の一番 下を見てください。維持管理分も交付税に考慮した場合は白老町の1年平均額は 7,811 万 2,000 円で すと書いているのです。ということは色ついて入ってきているという認識でしょう、これは。そうな りませんか。だから僕言っているのです。そういう認識で今まで動いてきたことは事実なのです。し かし今になって違うとそんなことにはならないのではないですか。だって一般質問でずっとその答弁 できているのです。だから何も僕は困らせているのではないのです。同時にそうであれば病院に対す る認識だって港だけではなくて同じにならなくてはいけないのではないですか。町の職員の皆さん行 革推進委員会の中でいうときに4億円の赤字はあります。4億 2,000 万円。そこから黒字の分の 4,000 万円を引いて、そしてその上に交付税として1億9,000 万円入っていますという説明が私は正 しい説明の仕方ではないのでしょうかと聞いているのです。そこは本当にしつこくて課長のいうとお りでよくわかりましたから。だけどそこは 10 年間もそうやって議会で質問に対して答弁してきてい るのです。担当の方は知っていると思います、それは。事実そうやって出して、こういう資料が出て いるのですから。これは私がつくったものではない町が出している資料です。ここにも1年間の維持 管理分の交付税も考慮した場合、白老町の1年間の平均額とちゃんと書いているのですから。この認 識と矛盾しないかとそこだけは僕はきちんとした答弁をいただきたいのです。そうでないと病院の議 論にならないのです。実際に私はちゃんと行革推進委員会の報告を読ませていただきましたけど、町 の職員の皆さんはそういうふうに答弁して報告しています。 4億 2,000 万円から利益の 4,000 万円引 くそんなこと何も言っていません。交付税1億9,000万円引く一言も言っていません。4億円赤字だ と言っているのです。そうしたら今までの港はどうなるのですかというふうになりませんかというこ となのです。別に僕は安達課長を困らせるために言っているのではなくて、そういう認識が違ったら 違ったと言ってください。僕はそうでなかったら納得できないですそこは。だってその議論ずっとし てきているでしょう現実的に。だけど町はそうやっていっているのです行革の中で。

〇委員長(小西秀延君) 岩城総合行政局長。

○総合行政局長(岩城達己君) 港湾から交付税、そして病院までという部分のご質問でございます。私も以前、港湾担当のセクションにいた中では、今ご指摘あったとおりの答弁も申し上げているとおりです。それらはあくまでやっぱり交付税として算定されているということでの答弁に立ってのことでございます。ですので今担当財政課長が話したとおり、これまでのそういう仕組み、あり方それは何ら間違っている部分はございません。一方病院の関係もそのとおりでございまして、行革委員

会の中でも交付税算入という部分は説明はしています。それならなぜその部分をもっと明確にしないのかという部分でのやりとりの中では交付税という本来のあり方の趣旨は説明させていただいています。ただその部分の意味合いがそれでは今回の港湾のような説明まで至っているかといったら、そこは説明が足りなかったという部分はあると思います。ですのでいろいろな部分の読み返した中で今指摘あった部分でおっしゃられている部分はあるかと思うのですが、今ここで港湾の部分ですのであくまでも算定されているという部分での答弁にさせてもらいたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。病院のことはもう病院のところで話をしたほうがいいと 思いますのでこれ以上触れてもしようがないと思います。ただ先ほどから財政担当課長がいっている ようにそれは一般財源として全部トータルした中で交付税全部算入額足したら基準財政需要額から収 入額引いた金額になるかといったら、最終的には地財計画でつくったものになるわけでしょう。だか らそれはどこか減っていっているわけです。教育費が減っているのかどこが減っているのかわからな いけど港だって減っているかもしれないですよね。そういう認識ですよね。だけどここに書いている のはそうやって書いていないのです、この資料は。書いていないでしょう。1つも減らなかったらこ れだけだと書いているのです。港だけそうだと書いているのです。そういうことになりますよね、今 の理論でいったらなるでしょう。だから港は今単年度で6億円返しているのです。町が港に対して使 っているお金というのは6億5,800万円なのです。そのうち真水、皆さん方がいう町側がいうのは交 付税で算入されている分を引くから2億いくらが真水でしか出ていないとこういう議論なのです。だ けど今の理論からいったらそうではなくて6億円全部が町民の税金から出ているということだってい えるでしょう、そういうふうになったら。そこら辺が病院や港に対する政策上の問題は理解できるけ ど、皆同じくきちんと丁寧に説明しないとだめです。議会だって前の上屋の問題、今これから多分ど こかでだれかから出ると思うのだけど上屋の問題含めてあって約束していないという話です。だけど 結果としてみたら今の交付税の話はこれ以上いってもしようがないからそこは気をつけてください、 本当に。港湾担当者も病院のほうも、それから財政担当者も気をつけてやってください。これを見た ら明らかに交付税は全部入っているという認識だから港は。そうですよね。だからこうなっているの です。違うのです。よくわかっていてください、そこは。そうでないと理論的に成り立たなくなるの だから。やるならまだまだやっても構わないけど僕はそう思う。

それで実際に17年の計画を見るとちょっと違う話だけど10メーターから11メーターに1メートル上げました。初めは10メーターだったのを11メーター掘るとなった。このときに必要な水の深さ、水深の考え方についてと書いている中で11メーター使うのは木材チップと石炭とその他使用品目と書いているのです。その隣に公共埠頭の新規必要性延長の検討ということで取扱量が全部出ているのです。そうするとこれはチップと石炭ともう1つはその他金属鉱物だからカオリンか何かわかりませんけれども、そういうものなのです、ここに書いているのは。これは明らかに見たら必要トン数が3万5,000トンというのがあれだから多分これは1,000トンぐらいですよね。それ以外は石炭と全部木材チップなのです。それで議長の発言にもありましたけれども、ここがちょっと今暗礁に乗り上げているという状況であります。実際に2,000万円かけてチップを上げるという施設をつくるというふうに設計しました。それまでは当然来るということでやっていたわけです。現実的にそれを凍結したわ

けです。そうすると凍結したということは荷揚げ施設がないのだから、あの施設つくったら1年や2 年はかかりますでしょう、きっと。ということはこの船は入らないということになるのです。そうし たら静穏度上げてポートセールスするとそれはそれでいいと思います。それではポートセールスして 今計画にある完成年度32年まで船入れられるということになりますか。これに何もないのです、1 つも。これからポートセールスして入れるためにこれだけのお金をかけてやるということなのです。 成り立ちますかそういうことが。つくってみなかったら入るか入らないかわからないということなの です、それは。だから私の主張は何かといったら入ると決まってそれから港つくっても静穏度上げて も間に合うのではないですかということです。この計画書に出ているものはそれしかないのです。そ れ以外ないのです。新たにポートセールスして入れなければだめなのです。僕はそういうことが今の 財政状況の中で今だって2億円真水で出しているのです。そういう中で本当に今お金を使うことがこ この港にお金を使うことが、入るか、入らないか、はっきり言えばわからないのです。今、静穏度上 げなければ入らないといっているけど。それでは静穏度上がるまでは8年間ポートセールスしてきた わけでしょう。どうして入ると一度ぐらいならないのですか。8年間ポートセールスやって町長が先 頭になってやってきたわけです。今町長になって2年間やってきたわけです。どうして入るとならな いのですか。そこにお金をかけるということですか。私はそこのところはやめろなんて言わないです。 例えばその会社が使うということになってコンベアの工事始まったらそれは港やってもいいと思いま す。それが今の財政問題を解決していく鍵ではないのですか。私はそう思うけど、いかがですか、そ こら辺。

- **〇委員長(小西秀延君)** 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(安達義孝君)** 大渕委員のおっしゃることもわかりますけれども、やっぱり安全な港でないかぎりほかの船も入りづらいということですのでポートセールスに支障が出てくるということです。会社も最初にいっていたチップ船も今の状況では、やはりちょっと難しいということですので、より安全な港にしてなお入りやすい条件を整えたいという考えであります。
- **〇委員長(小西秀延君)** 4番、大渕紀夫委員。
- ○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。先ほどバイオの話があったでしょう。もうこれ以上金かけないほうがいいのではないかと。やめたほうがいいのではないかと。船入る予定ないのです今。ないところの静穏度を上げるのですか。上げなかったらポートセールスできないからやるのですか。入るとなっていないのです。8年間ポートセールやって今第1船入って開港したでしょう。ゼロです今計画ゼロです。それを静穏度上げてポートセールスしてこれから本当に白老のまち発展するのですか。今早期健全化団体になるかもしれないといって議論しているのです。それが船入らないのに静穏度上げるために直すとなるのですか違いませんかどこか。現実的に起債だって考えてごらん。7億円しか使えないうち4億円が財政対策債であと3億円しかないのに港に何ぼ使うというのですか、そんなことありえないでしょう違いませんか。もっと明確に答弁してください。船入るのなら入るでいいです。入らないのに直すのですかと聞いているのです僕が聞いているのは。静穏度上げるのですかと。上げて船入らなかったらどうするのですかと。それは仕方がないということになりますか違うでしょう。前々町長はこれを政策に掲げて当選して結果的には違った形の中で責任取らざるを得なくなっていったのです。それぐらいの問題なのです明確に答弁してください。入らない港にお金をかけるのですか

財政再生団体になるかもしれないといっているのに。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

〇副町長(白崎浩二君) ただいまのご質問ですけれども確かに財政状況が厳しいという中での対 策として今回お示しいたしましたが、今担当課のほうからも答弁したとおりで、基本的にはポートセ ールス8年間やってきているという状況ですけれども、そのセールスの相手方との交渉の中ではやは りそういう状況になって安全な港というようなことが言える状況になったときにそういうことも考え ましょうというようなことで、なかなか今の静穏度がちょっと低いというような状況では交渉事も前 に進まないというような状況が現実です。それで私どもこの全体の計画の中で財政の全体の計画の中 でこの港の問題についても期間を延ばして単年度の圧縮をしてということの中で全体の財政計画がつ くれるというような判断のもとで、この事業を先ほども午前中もご質問ありましたけれども中断だと か何とかということではなくて、早く安全性の高い港にしてそういうことでのポートセールスを当然 していくというような考え方でおりますので、これについては先ほど入ると決まってから港を造成し てもというような考え方を言われましたけれども、私どもとしては今回の計画を示したとおり圧縮し た中での整備をやってくというような考え方でお示しをさせていただきます。確かにいろいろな方法 が中断だとかそれからだとかというような考え方も一理はあると思いますけれども、やはりこういう ものを整備する計画を立てている中では3年間延長した中でそれを整備して安全な港ということでの ポートセールスを確実にしていきたいというふうに考えております。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。この計画書に出ている 11 メートル岸壁使用の船は入らないのです今の時点では入らないのです。わかりますね。そういう中でそれでは聞くけど 11 メートル岸壁を使うと静穏度 97.5%になったら使いたいといっている企業は何社あるのですか。名前言えますか、どこか。使うかもしれないといっている企業は何社あるのですか。きちんと言ってください。今そうやって言いましたよ。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 大きい船ということですが、7.5 メートル岸壁に入れない船、要するに5,000 トン以上の船というのは使いたいというふうにはきております。

○委員(大渕紀夫君) 何社あるのですか、それは。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) それは2社です。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 本当に 7.5 メートルは使えないと第2商港区では入れない、第3商港区でなければ入れないという船が入る可能性が2社ではあるということですね。それは静穏度が上がれば使うということにつながるということですね、皆さん方が言っているのは。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 今現在もです来年からかもしれませんが事業をしたい と言っております。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 11 メートル岸壁というのはここで書いているこの中身で書いている静穏度

のところで書いている、7.5 メートル以上で第2 商港区で入れない船が第3 商港区に入る、ところがそれは 11 メートルとは全体関係ないということですか。今言ったのは全然関係ないということですか。11 メートル岸壁とは関係なくてただ第2 商港区に入れないから第3 商港区に入りたいというところがありますということですか。そういうことですか。

- **〇委員長(小西秀延君)** 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** そのとおりでございます。
- ○委員(大渕紀夫君) 今までそういう答弁なかった、きょう初めてですそういう答弁があったのは。答弁としては今まで 11 メートル岸壁第3商港区に入る船はないと、それは聞き方が5万トンのチップ船かというようなことをいっているからそうなったのかどうかわからないけど。ただ現実的に今初めて第2商港区は使えないけれども第3商港区を使いたいという船があると第2商港区に入れないから。これははっきりしてそういうことをちゃんと言えばいいのです。町民にも新聞にも出せばいいのです。そうしたら町民の皆さんどう思いますか私この話何度もしています、港の話をしたとき。どうしてそういうことを入る予定があるならあると第3商港区にこれから来る。この間入ったのは2,500 トンでしょう。あの船は第2商港区に何ぼでも泊まれるのでしょう。ですからそういう船ではない船が入る可能性があるということであれば、何でそういうことを議員だとかみんなに言ったりしないのですか。
- 〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 供用式典のときにも当初は 5,300 トンの船が入る予定 でした。気象の関係台風の影響で入れなくなりましたが。今入れようとした船を今後とも利用してい きたいというお話をいただいたということです。
- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- ○副町長(白崎浩二君) 今のご質問、明確に今までの答弁の中で利用するとか何とかというような答弁なかったというようなお話でございました。今までいわゆるポートセールスの中での交渉事なものですから、まだはっきり決まっていない中でどう表現していいのかというのもありますので。それは今までは交渉していますと積極的にポートセールスしていますというような表現だけで終わっております。それは当然まだ決まっていませんのでそういう表現で終わらせておりました。それはちょっと理解して表現のやりとりの中では理解してもらえればなというふうに思っています。ただ先ほど8年間云々という表現もありましたけれども当然他の利用の業者といいますか、そういう方には今もあたっておりますので、そういうことである程度方向性が見えればそれは自信持っていえますけれども、まだ交渉中だったということで明確にはその答弁の中で明確にお答えはしていませんですけれども、今もってそういうような形で交渉しているということで押さえていただければというふうに思います。
- **〇委員長(小西秀延君**) 4番、大渕紀夫委員。
- **〇委員(大渕紀夫君)** 4番、大渕です。となると年間何隻ぐらい入港させられるというふうに考えていますか。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 5,000 トン以上の船ですと現在6 隻ぐらいは入れたい

と。要するに今現状は大型船というのが少なくなりましてチャーターするのに大変手間取るということなものですから、そのぐらいしか入れられないということです。ただそのほかにライムストーンという原材料なのですけれども、それは輸入なものですから、今フェンスのある第3商港区で取り扱いたいということでそれは20隻程度あります。また狭隘している中央ふ頭の第4岸壁7.5メートル利用しているのですがその企業を11メートルのほうに移しまして、そこで荷役作業をしていただきたいとも考えております。それは100隻程度今現在ありますそういう利用の方法を考えております。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員 (大渕紀夫君) まず、僕はそういう港の方針なら方針を少なくても第3商港区が開港したわけだから、事実開港したわけだから。そうであれば港の使用計画はこういうふうになっていますということがやっぱり、今議会で言ったことは明らかにしてもいい中身ですよね。交渉しているものは別です。だけどそういうことが何で公表されないのかなちょっと僕はよくわからないのだけど。そうでないと町民の皆さん何て思いますか。これだけではないけど、港トータルで2億円、真水で2億円出ているのです毎年。やっぱり町の説明責任というのはそういうところにある。私は何でもかんでもみんな言えと言っているのでないのです。今一番問題になっているのは何かといったら、町も言っているように病院とバイオと港なのです。それがここまで質問しないと出てこないって何でもみんな相談してやりなさいとか、全然そんなことを言っているのではないのです。僕の論点は交付税のほうが論点としては高かったから。だけどそういうことがないと、協働のまちづくりとか自治基本条例をつくったとしても、本当に町民と一緒になってやっていけるとなりますか。僕はやっぱりそういう姿勢が今の財政の問題の中で大きな問題ではないかと思うのだけど、どうですか。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 今言われている今回も出しますけれども大きな懸案事項、それから町民が非常に関心持っているということ、こういうものに対する情報提供の仕方といいますか、これについては十分自分たちも配慮しなければならないというふうに思います。今のご指摘の部分での配慮ということです。

それでいわゆる私どもの情報提供ということが今段階で言える部分、あるいはまだ抑えていく部分といいますか、まだ公表できない部分というのは自分たちも当然判断しないとだめだと思いますし、極力町民の方がどう使われるのだ、あるいはどうなっていくのだというような関心のあることについては、情報提供するのは当然ことだというふうに思っています。私どもも押さえている情報といいますかある情報については適切な判断をしていきたいというふうに思っています。ただなかなか決まっていないことをちょっと変な言い方でいいますと希望の見えるような余り期待を持たせるような表現でとられてしまってもちょっと困るということの慎重さはあるのですけれども、そこら辺は適切に判断していきたいというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。今の話はそれでわかりました。それで例えば静穏度が今87%だと来年89%なら89%になる。それは認識の仕方として365日のうち87%港が使えるというような認識と同じですか。それとは違うのですか。港が使えるとか使えない、入港できるかできないではなくて港が使えるかどうかというのが87%今の第3商港区は使えますという認識ですか。

- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 入港して荷役できる波がそれだけ高くなくて安全に荷役できる日数のことです。
- **〇委員長(小西秀延君)** 4番、大渕紀夫委員。
- ○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。そうであればもちろん 100%が一番いいというのはよくわかります。ただ 87%でも 100 日にしたら 87 日間は使えるという認識になりますよねそういう認識だったら。僕はそういうことをいっているのです。だから例えばそうであれば延ばすことはできないのと、なぜかというと 3 年後ですか今一番厳しくなるのは 28 年度を乗り越えるということが、僕は今の中では一番大変だと思っているのです。財政的にです。そこまでは僕はやっぱり町民が理解できるあらゆることをとめるというか、町民にも我慢してもらうのだったらこちらもやっぱりそういう姿勢で臨まないとだめだと。病院というのはそういう中身なのだけどそれでは本当に 87%使えるのであれば、僕はその 28 年なら 28 年を乗り越えるまでつくらないというふうにできないのですか。僕はやっぱりそこのところ。だってまちが夕張みたくなるという議論なのです町全体が。皆さん方は言っていないという話だったけど、実際そうなのです。そこまでこれを延ばすということはできないのです。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 町単独の事業ですとその考えもできると思います。これは国の直轄事業ですのでやっぱり国と相談しながら進めていかなければならないということです。
- **〇委員長(小西秀延君)** 4番、大渕紀夫委員。
- ○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。国と相談するのはよくわかるのだけど国と相談はバイオマスもあれば、病院もあれば、みんな相談しなければだめなのです。国の言うことだけ、はい、それは直轄事業だから仕方がありませんね、こちらの補助金はだめですと言われました、そんなことにならないでしょう。やるときは同じです。長期健全化団体になるかどうかといっているときに直轄事業だから国がいうからやらなくてはだめだなんて理屈が通ると思いますか、イエローカードのほう。だから僕はやっぱりそういうことを国だって言ってわからないわけがないのです。イエローカードが出るといっている団体、自治体に直轄事業だからやれといいますか言わないと思います、僕はそれだったら補助金だって返さなくてもいいのではないですかイエローカードなのだから。それで僕はイエローカードは出ないと思います。本当に出さないようにみんな努力しているのだからそういう中で僕は港だってそういう形にすべきだというのが私の意見なのです。だから直轄事業だというから僕は国はそれはわかるのではないかというのです。
- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- ○副町長(白崎浩二君) 今の言われている一番大変なのが 28 年それから延長していけば 29 年もだと。それを回避するために今回全部出していると。その回避の方法の1つに延長すればできますということですから、今の方法でいけば早期健全これもクリアしますというようなことですから、方法としてはそれでとりましょうと。ただし中断するという云々よりも単年度の圧縮をする、いわゆる3年延ばすことによって単年度の圧縮をすることによって、この7年間の財政状況を押さえたときに、懸念する早期だとか再生だとかをクリアしますということだから、この方法をとりましょうという理論です。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員 (大渕紀夫君) 4番、大渕です。全くそのとおりですだからそうだとしたら町民に一番負 担をかけない方法を考えるというふうになりますよね。それは例えば病院はやめると言っているので す原則。港がやめると言っているのではないのです。休んだらどうだといっているのです。本当に町 民の目線で考えたときに今コンベアつくって港に上げるというのだったら僕は話わかるのです。今な いのだから、ないのだったら延ばしなさいと。そしてもっともっと町民負担が少なくなるように考え るべきではないかと、それが町の考える考え方でないかといっているのです。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

〇副町長(白崎浩二君) 方法論の話だけど。ですから港は延ばせば延ばすほど、いわゆる安全性 がということがポートセールスをやっていても問われるから縮小してでも3年間延ばしてでも、これ は1年でも早く整理しましょうという考え方です。今言ってみれば中断の年だけ延びます。というこ とはそれだけポートセールスしても確実に港を利用してくれるというような約束がなかなかとりづら いということなので、今の単年度を圧縮することによる最低限3年間延長することによってこれが整 備できる、財政の部分についてもクリアできるというのであればこういう方法をとって早く港の開始、 使ってもらえる期間を1年でも早くするという考え方でこれで財政のほうもいわゆる他の項目も実施 した上での話ですけれども、こういうことで財政的にそれをクリアするという方法であるのであれば、 こういう方法をとるという考え方です。

暫時、休憩いたします。 〇委員長 (小西秀延君)

> 午後 2時11分 休

午後 2時24分 再 開

〇委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

港を引き続き行います。

4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。これで最後にしたいと思いますけれども、なぜ私今港の 話でこういう話をするかというと、1つは上屋を使用するという話これは何度もしているから皆さん 知っています。現実的に未来永劫 100%、町はお金は出さなくてもいいということが公式に議会で答 弁をされました。これは答弁されていたことは事実であります。

それから日本製紙がこの第3商港区ができたら必ず使うと町民含めてだれもが信じていました。50 億円というときも我々は 10 億円か 8 億円ぐらいだと思っていたのが 50 億円でびっくりしました。だ けどそれでも実施設計 2,000 万円議会通して現実的に実施設計までやりました。しかし現在はこうい う状況です。本当にそれは夢を持ってやる、未来を持ってやるというのは構わないけれども、それで は本当にポートセールスで今までの状況を見て、企業誘致含めて今大変です。本当に大変です。本当 にそういう中でポートセールスって頑張るからこの港をつくるというふうになるのかどうか。私はそ ういうことがすごく心配なのです。今人口がどんどんどんどん減っています。若い人が減っています。 もちろん港にたくさん船が入るいろいろなことがあるとそれはいいに決まっているのです。だれも反 対なんかしません。だけど現実的にこの上屋の問題それから日本製紙がこの第3商港区を使うこれは

議会で何度も何度も議論され、何度も何度も確認されていることなのです。しかしそれでもそうならないのです。議会というところは一番きちんとした議論がされ、そして議事録全部残っているのです。そういうところですら今こういう状況に我々ぶち当たっているのです。ですから本当に町民のためにやるということは今のことだけではなくて、ちゃんと 10 年後、20 年後を見据えてやらなくてはいけない。僕はそのときに本当に今入る見込みが現在のところではない中で、ポートセールスやるから港をつくるということが正しいのかどうかというあたりが私は問われているのではないかと思って聞いているのです。

それで現実的にポートセールスそれは僕がいったって無理だからわかるけど、担保できないでしょう。担保できないよね。担保できるのならいいのです担保していてもこうなったのです。上屋も日本製紙のチップの荷揚げも全部担保して議会というところで答弁されて担保されていたのです。それでも実現しないのです。そういう中でそれでは僕が今町長担保できるかと言って答弁できるものではないからそうは言わないけど、現実的にそういうふうにしたいから港をつくるのだというのなら、僕はやっぱり本当にそのことで町民に説明できるか、本当に町民に負担を負わせることができるのか、僕はここら辺を再考できるのであれば、再考してほしいなというふうに思っているのはそういうことなのです。担保できればいいです。私が任期中に必ず1隻入れます、2隻入れます、3隻入れますと言えるのならいいけど、それは今までの状況を見ても無理だと僕は思うのです。だからそこはわかった上で本当に町民の皆さんが納得する港づくりというのは、僕はやっぱりやめるのではなくて今は休止すべきではないのかなというふうに思っていると、こういうことであります。これでやめますから。

〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 今、多くの議論の中でもお話があったのですが、まず考え方を先に述べさせていただきます。今回の財政健全化プランは港も含めてどうすれば今の現状を財政健全化できるかというところに主眼を置いておりますので、まず町が示した港湾については3年を倍に延ばして町民の負担をまず軽減するということで28年の借金のピークを迎えますけれども、これをいかにクリアできるかという健全化プランでございます。

それで港に関する考え方なのですが公約の中にも港を活用したポートセールスに力を入れるという ふうにありますので、今確約できるものは担保にできるものはありませんけど、この2年間旅行業も 含めてポートセールスを行ってきました。これは企業誘致と一緒で1回行けば、2回行けば、すぐく るものではないのは重々わかっていただけると思うのですが、これを繰り返すことによって第3商港 区の活用をしていただくように努力するのが私の使命と思っています。考え方として述べさせていた だきました。

〇委員長(小西秀延君) ほか、質疑お持ちの方。8番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 8番、広地です。まず今回の第3商港区の供用開始にあたって、まだなお チップ船が入ってこないだとかその活用が見えないという話は同僚議員のほうからたくさん議論があ りました。今回建設事業の整備の計画の変更という考え方は財政面からの話だったのであれなのです けれども、これを議会としてきちんと責任を持っていくためにも、やっぱり活用を考えていくべきだ と思っているのです。それで活用を考えるべきという立場で何点か質問させていただきたいのですけ ど、まず大前提に建設を一時凍結したらどうかと外防波堤のほうを。そういった議論もありましたけ ど静穏度 87%というこの数字、これというのは他港と比較してこれはそのままでポートセールスできる状況ですか。これは私の記憶によれば、かなり低いほうだと思うのです。 1割以上も入れない日があるといったら、それでもいいからといって、沖待ちとかしたら費用相当かかってくるでしょう。他港の実態と比較して。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 白老港はやっぱり建設途上ですのでこういう数字が出てくる。ほかの港はもう完成していますので 97.5%は確保されています。
- **〇委員長(小西秀延君)** 8番、広地紀彰委員。
- ○委員(広地紀彰君) 8番です。わかりました、そうだと思うのです。実際に1割以上も入れないのに船を入れたいというような事業者にしたら相当厳しい数字だと思うのです。今私も財政状況本当に大変だからというのは同僚議員の指摘のとおりだと思っています。それで実際に特に平成28年、29年度をトップして財政が本当に厳しくなっている、この状況も私十分わかっています。1万円でも安くしたいというその厳しさというのは承知しているつもりです。その上であえて言わせてもらうのですけど静穏度87%をそのままにしておいて、そうしたら事実上無理ですポートセールス。かなり厳しくなってくると思います。だからそういった部分で例えばこれは逆な質問になるのですけど、整備事業計画を7年に延ばしますということは静穏度の達成率97.5%を達成できり期日も遅れるという考えになります。この場合にポートセールスへの影響は大丈夫ですか。
- **〇委員長(小西秀延君**) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 広地委員おっしゃるとおり大変厳しいです。相手は素人ではないものですから写真等を見ればすぐわかってしまいまして、いつできるのですかと、完成したら使いますというようなことも言われることが多々あります。そのためにも担当としてはやっぱりすぐ使えるようにはしたいのですが今現状はこういうふうになっております。
- **〇委員長(小西秀延君**) 8番、広地紀彰委員。
- ○委員(広地紀彰君) 8番、広地です。おそらく厳しいと思うのです。それで今タイミングという話をしましたけど、せっかく第3商港区を供用開始して取りつけ道路もできまして、その中で今復興需要で東北向けの砂利関係の移出も相当伸びています。このタイミングで正直大型船が入ってこないような7年度を臨んで本当に逆に、今この変更計画を通した場合一般財源の差額というのは26年で600万円ちょっと、28年度、29年度については300万円いきません。合計で4年間でも1,800万円の一般財源の効果があるということで、この部分のために逆にタイミング逃すことにならないかなと心配しているのです。これから東京オリンピックがまた開催されるだとか、これから景気浮揚のためのさまざまな大型対策がどんどん打ち出さられるというのは、既にある程度の想定はできる状況だと思うのです。その中で逆にこれは本当に厳しいのではないかなと思っているのです。それで逆にこの1,800万円を1,800万円も重要です、今の白老町財政には本当に重要です、私はそれは理解しています。ただこの1,800万年のためにせっかくの白老港が画竜点睛を欠くというか、この部分で本当に活用が遅れてしまう。それでタイミングを逸してしまうことはないのかなという心配はあるのですけど、そのあたりについての考え方はどうですか。
- **〇委員長(小西秀延君)** 赤城産業経済課港湾担当課長。

O産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 広地委員のおっしゃるとおりだと私は担当として感じております。東北向けの砂利もすごく出てきていますしお話もいただいております。ですがやっぱり第1商港区の砂の扱いがすごく狭くなっています。狭隘しております。それで今7.5メートルの第4岸壁を使っていますがここは普通堆積する場所ではないものですから、またここも狭隘しています。その分を第3商港区でもって使っていただきたいということを今お話していますが、やっぱり静穏度の問題もありまして、確実に船が着けるのかどうなのかとか、やっぱり天候を見ながらの作業というふうになってくるものですから、その辺はやっぱり利用企業とは相談しながら進めていきたいと考えています。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 今のご質問の部分は先ほどお答えしたとおりなのですけれども、確かに港を使っていただけるようにセールスするということは、1年でも早く港を完成して、こちらのほうもこういう港ができたのでどうぞ使ってくださいというのが1年でも早く交渉をしたいというのは当然やまやまですし、そういう交渉の仕方ができるのであれば自信持っていけるということで、そのとおりだと私どもも思っております。ただ今回の全体に見たときのこの財政状況をどうクリアするかというようなときの方策にやはりこういうようなことを考えなければ、それでは他の事務事業の見直しに当然影響していくと。それで今回こういう3年延ばすことによっての圧縮の部分でいわゆる対策の1つとして、この金額が出てきて、他に影響することが少なくなるというのであれば、この方法をやっぱり選ばせてもらったと。それで今言われるようにセールスに影響ないのかといわれればもうストレートの答えとしては、当然セールスに当たっての期間延長ですから影響するのは当然影響するということなのですけれども、やはり今の状況の対策と考えれば圧縮という方法をとらしていただいたということであります。

〇委員長(小西秀延君) 8番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 8番です。おそらく整備事業計画せっかくあとわずかで完成のところまで総工費 767 億円の総事業費のうち、本当にもうあともうここまでこぎつけたところで、また財政条件の側面で延長せざるを得なかったと。私はこれは厳しい期間変更だと思っているのです。苦渋の部分もあったと思うのです。ただ財政状況も鑑みる中でやはり聖域のないさまざまな分野にという部分でやはり港湾にもきちんとここはメスを入れたのかなということで理解しているのですけれども。それでは実際にどういう活用をしていくかということを考えていくべきだと私は考えています。それで実際今私の目から見てみて第2商港区も相当狭隘だなという気がするのです。実際に作業台船も本当はもっと入れたいのだけどという話も聞きました。あれは契約で岸壁係留で何か月だとかというスパンで契約していると。おそらく土砂の堆積も用地が足りなくてできれば白老港から出したいのだけど、入れたいのだけどという実際そういう状況ではないかというふうに思うのですけど、そういったあたり第2商港区今の既存の第3商港区以外の部分の狭隘化の部分。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 広地委員のおっしゃるとおりで、すごく混雑していて 狭隘です。一つの数字的に表しますと、利用水準というのがありまして、利用水準というのは、岸壁 1メートル当たり 1,000 トン以上の貨物が利用されていると、それで整備水準に達しているというこ となのですが、第1商港区の第1岸壁は 4,180 トン、メーター当たり。それで、第2商港区が 3,090 トンということで、これも狭隘。1日に同じ岸壁に2隻入ることもございます。それでまた堆積する砂が違うものもしなければならない。ということで場所を変えなければならないということでまた、先ほどもお話したようにいろいろとその辺で苦労は担当しております。

〇委員長(小西秀延君) 8番、広地紀彰委員。

〇委員(広地紀彰君) 8番です。実際に今第3商港区のほうが、本来であればマイナス 11 メーターの深度を利用した大型船の入港というのが間違いなく望まれることです。ただ現状の中で需要がある特に利用の状況を見ると大体3、4倍程度の実際に岸壁の利用はあるということなので、これがもしも第3商港区も一部提供してあげられればより白老港に船が入ってくるようになりませんか。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) そのとおりになります。先ほど大渕委員にもお答えしたのですが第4岸壁で扱っている1つの企業さんをそちらに移すという考えで、今お話を進めております。

〇委員長(小西秀延君) 8番、広地紀彰委員。

○委員(広地紀彰君) 今同僚議員のほうからも詳しい数字の説明、5,000 トン級の船が6隻程度、 ライムストーンは20隻、あとは100隻程度、既存の第2商港区でも利用できる船だけれどそちらの ほうにと。一部そういった形で今せっかく供用開始された第3商港区をどのように活用していかとい うことは真剣に考えるべきだと思うのです。そのときにこれは私の趣旨なのですけど、やはり方向性 をきっちり持ってチップ船の話はチップ船の話で継続ということなので継続されていくというふうに 私は信じています。そちらのほうはそちらとして既存の今の自老町の持っている力をどうやって第3 商港区のほうで開いていくかという部分を考えるべきだと思うのです。例えばですけれどもどういう 方向性か将来的にわたっての、今ライムストーンが20隻程度入ってくるのではないかという話が同 僚議員の質問で答弁いただいていました。そういった部分でおそらく20隻程度ではまだちょっと厳 しいでしょう。まだ先の話になるのでしょうけど税関の出張所を今白老には税関ないですよね。だか ら、移出入だけではなくて輸出入をこのライムストーンを中心としてもっと強化していきたいと。い ずれは白老町に税関の出張所を設けてほしいのだと、そういったような新たな展開を考えていったり、 そうなると今後重要港湾も見えてくるではないですか。そういったようなどういう考え方でいくかと いう部分。

あとは今防災拠点として樽前のための防災拠点施設がすぐ白老港の側にありますけれど、ああいったような形で今まさに国土強靱化といわれている中でここはもう思いきり防災の拠点港にして全国に発信していくのだとそういうような考え方でいくだとか。何かこの第3商港区がちょうど今供用開始になったこのタイミングこそきっちりとポートセールスも含めたトータルでこの第3商港区を中心としてどういう活用をしていかという部分がもっと強く打ち出されて、そのためにこんなに活用していくために厳しい財政の中だけれど港湾を整備していきたいのだと、そういう議論がなされるべきだなと思うのですが、そのあたりについての考え方はいかがですか。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 税関所の話もございますが、それももう打ち合わせて

おります。ただ、税関というのは実績がなければ設置いただけないということで、実績待ちではあります。

ライムストーンの 20 隻というのも今現在企業さんが使っている量、全量が入ってきております。 それよりふえるということはちょっと考えられませんのでやっぱりほかの原材料を入れていただく、 輸入物を入れていただくということではセースルはしております。

先ほどお話したとおり防災拠点もございますし、いろいろな港湾連携によっての利用方法もいろい ろ検討していっている最中でございます。ですのでその辺を今後明確にしてお話していきたいとは思 っております。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 今ご質問の今後といいますか港を第3商港区をどう活用していくかというようなこと。当然必要になってくるだろうというふうに思っていますが、今こういう形で期間を若干延ばした中での完成を目指すというような中で今ご指摘のありました港の活用方法、方向性これらについては当然スタートの時点での考え方も成り立った上での話ですので、そういうことを整理する中での時期を見た中で、やはりそういうことを考えなければならないことになるかもしれませんけれども、そのタイミングは十分自分たちのほうも押さえていきたいというふうに思います。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

先ほどの同僚議員の質疑の中で結構私も理解するところがあります。そこ 〇委員(前田博之君) で交付税の関係これは財源的なことですからお聞きしますけれども、交付税私も議員になってから交 付税の扱い方を言ってきたはずです。前回も私言っています。そして港の関係についても同僚議員が お話したとおりなのです。だからそういうことになるから交付税は特定財源ではないのだとそういう 使い方をするのではないと。こういうことで病院のほうにも言ってきました。これはちゃんとこのあ たりで見解を整理しておかないと、まだ行政側の都合のいいようにその事業をするために特別交付税 を載せて、財源負担が少ないのだからこれをやってもいいのだと詭弁的なものに使うのです。今給食 センターもそうです私も指摘しました。前回に安達課長は、そういうことは改めるといいながら病院 から出た資料にも交付税の算入と書いてあるのです。どうも町の中が統一見解されていないのです。 本当に交付税の趣旨がわかっているのかどうかということ。それをちゃんと先ほどいい指摘が出たの でちゃんと整理したほうがいいと思いますその辺の見解をまずお聞きします。これは大事なことなの です議会側ではなくて行政側がそういう使い方をしてしまっているのです。だから、私は何回も言っ たはずです。あの港にしてもこれだけの交付税を入れていいのかとよく見たら算入率 50 とか 30 と書 いているから若干許せるけれども。そういうことを町長はじめ予算査定したりこういうものをつくる ときにそういうことではないという共通認識を図っていかないと、また同じことが出ますよその辺ど うですか。

〇委員長(小西秀延君) 安達総合行政局財政担当課長。

〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 交付税の議論でございますけれども今まで病院、港とさまざまな形でしてまいりましたが、交付税ここで改めてもう一度参考のためにも述べさせていただきますけれども、交付税というのはあくまで国のほうから地方の財源措置、財源がない市町村に対しても平均的にいただくというのが制度でございまして、我が町でも基準財政需要額で大体これは23

年ベースですけれども大体 55、56 億円分ございます。それに基準財政収入額もございましてこれは 20 億円ぐらいございますけれども、あくまで 75%しか見られないということで残り 25%は留保財源 という形になっています。ですからそういう財源が少ないところは交付税に依存しているところは留 保財源も少なくなりますし、都市部のように一般財源が多くなると留保財源が多く残るということで、 財政的な均衡が一方では図られていない部分も実はありまして、そういう中で考えていくと基準財政 需要額 55 億円程度と留保財源が 23 年ベースでいきますと約7億円ぐらいあります。ですから全体で 62 億円ぐらいのよく標準財政規模に大体匹敵する額ですけれども、この範囲で行政をやっていれば先 ほどの病院とか港の議論はそれで十分と通ると思います。国が認めている基準財政需要額プラス留保 財源の幅の中で行政が行われていれば、そういう議論は十分成り立っていくと思いますけれども、実 は私どもの町では一般財源ベースで約 77 億円ぐらいの予算規模になっています。総体では 94、95 億 円ですけれども。ですからそういう議論からいえば余り交付税にこだわってしまうと、交付税以上の 行政サービスも当然やっていますからそのはみ出た部分はそうしたら何の財源でやるのだとなると、 それだけ一般の税だけでやるのかといったらそうではありませんので、当然交付税も含めて一般財源 という捉え方でやっていかないとやりきれないという部分も十分この辺は認識していただいておかな いと、そういうちょっと横道にそれるような議論になってしまうので、その辺は考え方としてしっか り持っていきたいなと思っています。

また庁舎内的にも実は現実的にやはり財政側の考え方と執行する各現課との考え方というのはどう しても交付税が入っているからという議論もよくあります。だからくれという議論も十分あるのでそ の辺は今後においてもこういう今述べたような考え方をきっちり庁舎内でも認識してもらって、そう ではないのだということも踏まえて議論を高めていきたいなと考えていきたいと思います。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 庁内の統一見解を図ってそういうことのないようにこれからまた多分給食センターもいろいろ資料出てきますけれども、あそこにも特別交付税云々と入れていますけれども、ああいうものもぜひ修正して今財政課長が言った物の考え方で資料整理をぜひしてほしいし、今後にも改めていただきたいなとこう思っております。そうでないと同じような議論がまた繰り返されますから。その辺ちゃんと正しい交付税はどうだということをベースにして議論しなければ、特定財源化されてしまうということになりますので、これは答弁いりませんけれども、ぜひそういうふうにやってほしいと思います。

それで港湾のほうですけれどもその第3商港区の建設は当初から今まで議論された、同僚議員が議論された港湾利用についてはいろいろな時代背景、何点もあります。それは省略しますけれども、そういうことからも結果はそのとおりだということはある程度の見通しだったのです。そこにきて新たな健全化プランでまた論点にしたということですので、今利用状況もありましたけどそれは今後の問題ですけれども。

それで私 17 年度の港湾計画の基本構想をじっくり見てきました。前港湾について質問していますからそのことも踏まえてですけれども。そうすると施設の整備の完成というのは中を見るとまだまだあるはずなのです。だけどある程度見通してこれはやめますという考え方を持っていますけれども今回の部分です。島防波堤と西外防波堤これの整備をもって第3商港区の整備はもう今回で終止符打た

れるのだということに解釈していいですか。今までの議論みるとまだまだ延びるようなご議論されているのだけれども、基本構想を見ると、中の整備の大きなものは別にして、ある程度今いった部分をやるともう第3商港区の整備はこれで終わりだというような形に理解されるのだけど、その辺はまずどうですか基本的に。

〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君) 第3商港区の中には今回供用開始したマイナス 11 メートル岸壁と 7.5 メートル岸壁の 2 つの岸壁、あと船溜まりという計画もございます。それは基本構想に載せています。白老町でつくった基本計画ですがただ今実際、国土交通省から認可をいただいて整備しているのはマイナス 11 メーターのみでございます。ですので今 32 年まで整備が終われば一段落ということで、今後は今のところは考えておりません。ただ今後の貨物の利用だとかそういうことで必要になったときには、またご相談してまた延ばすかもしれないことはあります。それは計画にあるものですからそう考えています。

〇委員長(小西秀延君) 13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 今のことは後で町長にも答弁もらいますけれども現実とすれば先ほどの同僚議員の議論を聞いていくと、正直な話今回のもので今担当課長が言った今後の事業内容はあり得ないということになると思いますので、実質的には私はこれで終止符打たれるのかなとこう思っています。後で町長の見解を聞きますけれども。

それで先ほどから変更計画の見直しの中で数字が飛び変わっていますけど、この数字を見たら実際にはもう 32 年まで延長していますけれども管理者負担金内一般財源分となっていますけど、この負担金は起債ですよね。あわせて一般財源ですから合わせて 4億 5,500 万円で終わるという解釈でいいですか。

- 〇委員長(小西秀延君) 赤城産業経済課港湾担当課長。
- **○産業経済課港湾担当課長(赤城雅也君)** 管理者負担金はあと残りは4億1,000万円です。
- **〇委員長(小西秀延君)** 13 番、前田博之委員。
- ○委員(前田博之君) そうすると今の防波堤外工事をもって終止符を打たれるとすると、仮に同僚議員もいったように4年で早くやってしまうのか。今財政を考えると延ばすかこれについてはいろいろ議論のあるところですけれども、病院とかいろいろなことを考えたときに、それでは港だけ先にやってしまうかということになるかどうかということも私もちょっとここでは意見言えませんけれども。そうなると町長結論的にいうと今一生懸命港にお金がかかる、もうかかってきています。それではこれからもどうだと言っているのだけど今の担当課長の答弁でいくと大体第3商港区は完成とは言わないけど、もう町の考えとしてはこれである程度事業は終わってしまうと、本来は29年だけれども延ばして32年で終わるのだということになると思うのですけれども、その辺はある程度何年後になるかわかりませんけれども経済条件変更あるいは企業が変わって第3商港区を大いに使うとなったときはかなりかかると思うけどそれは別にしておいて、現状のスパンの中では、そういうことでまちの中でいろいろ議論されています。議会でも議論されています。私も聞いたら、まだ延びるのかなとも思うわけです。だけど今担当課長に聞いたらこれをもって第3商港区を終止符打とうとしているわけです。そうであれば今回健全化プランの中でもいろいろな財政の関係で延ばしましたと、しかし32

年度で一応港の第3商港区の事業整理は終わりますということをある程度ちゃんとはっきり町長が名言したほうがいいと思うのです。そうでないとまたいろいろな議論が出てくるのです。僕はだからそういうことで本来は港、バイオマス、病院は町長も大なた振るうというから、私はこれにはメリハリがつくと思って期待していたのだけど、全部先送りです。そうすれば港は今言った答弁あった部分が町長はどう考えているかわかりませんが担当課長の答弁からみると、ある程度終止符打つのだと。それでは今回これで第3商港区は一応整理をさせていただきますとこういうことをやれば財政健全化プランでも1つの見通しが見えてくると思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) 若干答弁が重複しますけれども担当課長も平成 17 年の基本構想云々からいうと、まだバースがあるというかそういう構想になっています。ただ認可受けているのが今回の部分だけですというようなことと、認可受けている受けていないは別にしても、今の情勢からいうと、これ以上の延長だとか新たな工事だとか、当然今の状況からすると考えには及ばないと。ただただし書きがあって今後の状況によってはということもちょっと後段触れましたけれども、今現実問題として考えられる港づくりと言いますか、そうなると残りの島防波堤が 23 メーター、西外防波堤が 150メーター、ここの部分を整備して静穏度を高めて、いわゆるポートセールスをやるということで、この港の部分についてはそこでもう当然一区切りと。一区切りといっていいのでしょうか、区切りを打つというような考え方で今おっしゃいましたけどそのとおりであります。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) わかりました。副町長のいうとおりなのです。そうすると私はなぜこういったか。町長のことを思っていっているのです。健全化プランつくっていますと。言葉悪いけど余りメリハリないのです。そうすると港でも今副町長が言ったような形を町民にメッセージを送ると、それでは港は 29 年度で本当は終わるものが 32 年まで延びたけれども、32 年でもそれ以上は財政負担かからないのだということをちゃんと町民は理解するのです。それでは港は一つこれで落ちついたなと、あとはそうしたらバイオマスでこれは国に行けば片がつく話ですから。あとは病院です。この健全化プランにメリハリつけるためにもそういうことをこの事業に終止を打ちますとそういうことを明記するかメッセージを送りなさいといっているのです。そうしたらこれにもメリハリついて今同僚議員からもいろいろな議論あっても内容十分に理解しています。そのためにも一つのけじめをつける必要があるのではないか。そうしたら町長だってこうだったのだといえば、町民も町長は判断してくれたのだとこう思うのです。そういうメリハリをつけるためにどうですかと質問したのです。今副町長答えましたけれども、どうですか町長。やっぱりパフォーマンスといったらおかしいけど、ちゃんとしたほうがいいのです。

〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 十分参考にさせていただきます。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 参考にしてもらうのは結構なのですけど副町長がいったことは、町長の言葉だと思うのだけれども、副町長が言ったものの見解で町長もいいということですか。

〇委員長(小西秀延君) 戸田町長。

〇町長(戸田安彦君) 言葉足らずで申しわけないです。つけ足しで参考にさせていただきますということです。

〇委員長(小西秀延君) ほか、質疑お持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

次に、4項目目、人件費について。質疑があります方はどうぞ。 7番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 職員数の推移ということで、先般いただきました資料の中からちょっとお伺いしたいのですけれども、これは年度別職員数推移見込表の下の②の年度別職員数見込表(再任用)というところで、下のほうの米印が再任用職員は対策として部分年金が支給される年度末とすると書いているのです。ところがもう1つの10月22日にいただいたものか、そこでは再任用職員推移見込表では、国の基準に基づき原則65歳までとすると書いているのです。2つあるのですけれども資料はいただいたものなので、これはどちらがどちらなのかなと。ちょっとその辺がわからないのでお願いしたいと思います。どちらの考え方でいくのか。どの資料を見ればいいのか。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) 今の再任用の年齢の関係ですけれども西田委員が今おっしゃったのは、最初にお話をしたのが 10 月 23 日に資料請求がございました、資料ナンバー5の職員数の推移の中の再任用の関係の職員数の推移の中の下に、確かに再任用職員は対策として部分年金が支給される年度末までとするというふうに書いていることだと思います。もう1点は 10 月1日にこのプランをお示ししたとき資料を1から6までお配りしておりました。その中の資料4の裏面の横書きの一般会計給与費決算見込額積算表シミュレーション。これの本来給のところに再任用職員、雇用期間は年金の満額支給開始年度 65 歳までとするというところで年齢的なことが違うのではないかというご質問だと思いますけど、そういうことでよろしいでしょうか。

まず最初に今お話しシミュレーションの資料4のほうのお話をさせていただきますと、この 65 歳までとするというのはいわゆる本来給、現状延長型でいきますと、いわゆる年金制度の改革に伴って受給年齢の段階的な引き上げが来年の4月以降2カ年刻みで8カ年で行われていくと。最終的には平成 33 年度の定年退職者以降は部分年金も支給されずに 65 歳からの満額支給にいくといったようなことで、いわゆる現状延長型では 65 歳までみましょうという数値です。それでその下の対策型②のほうですけれども、ここではその下のほうに書いていますけどこの②の対策型の3で、3、再任用職員、雇用期間は年金の一部を支給開始年度までとすると。このことがちょっと戻っていただきたいのですけど、先ほどの 10 月 23 日にお示しした資料の②の再任用者の中の下のほうに書いている、再任用職員は対策として部分年金が支給される年度末とするといったようなことでございます。

したがいまして、今対策としてプランでお示ししていることにつきましては今年度末、来年の3月に退職する職員、定年職員を迎える職員以降から2年刻みで、先ほどもいいましたけれども1歳ごとに部分年金の支給が開始が遅れていくと。それで平成33年度以降の定年退職者については部分年金さえもあたらずに65歳の満額支給を迎えるといったようなことなのです。そういったことで対策としてはこの部分年金が支給されるという年度末までということでの話でございます。よろしいでしょ

うか。

〇委員長(小西秀延君) 7番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) そうしましたら来年度退職するというか3月に退職する方がいますよね。 その方々は2年間だけいられますと。ということは62歳まで勤められますと。その翌年に退職した 人は63歳まで勤められますと。そういう制度だというふうに理解してよろしいですね。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) 私のご説明が適切ではなかったと思いますけれども、そういうことではありません。もう一度言います。平成 25 年 3 月末に定年退職を迎えられた方、もう既に退職された方々です。それ以前に退職された方々は退職された翌月から部分年金が支給されています。これから段階的な引き上げが行われるのは今年度末ですから 26 年 3 月に退職される、定年退職を迎える人方が、25 年度末以降に定年退職される方々が 2 年刻みで、ですから、25 年度、26 年度末に退職される方々は 61 歳から部分年金が支給される。それを 2 カ年刻みで 8 カ年で部分年金は支給されなくなるといったようなことなのです。後ほど、その表をお渡しさせていただきたいと思います。

〇委員長(小西秀延君) 7番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) そうしましたら今大体わかったのですけど、25 年度末つまり 26 年 3 月末で退職した人は1年間だけを再任用期間になると。その 26 年度末つまり 27 年 3 月末に退職した人も1年間だけなると。そういうふうな形で再任用期間は最初の2年間というのは1年のみ。そのあとに3年後からなった方は2年間採用される。そういうふうになっていくということですか。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

〇総務課長(本間勝治君) そのとおりでございます。

〇委員長(小西秀延君) 7番、西田祐子委員。

○委員(西田祐子君) 私がこれについてどうのこうのということは、これをもうちょっと町民の 方々にも、やはりなぜこういうようなものが必要なのかということを今回財政が大変な中で、なぜ若 い人を雇わないで再任用するのかという仕組みがやはり町民の方々にもうちょっと理解してもらえる ような形で説明していただきたいなと思うのです。やはり無年金の期間があるということは非常に働 いている方々にとっても大変なことだと思いますし、その仕組みが退職したら5年間65歳までぼん といくのだなんて、単純にこれだけの説明だけだったらちょっとわかりづらかったかなと思うもので すから、もうちょっとわかりやすい説明がほしいと。

もう1つ退職した方々のうちの半分程度再任用、原則5割補充とするとなっています。つまり退職の方が10人いたらそのうちの5人だけを採用しますと。それではこの採用する5人の基準は一体何なのだと。再任用の方々の。そういうことも非常に町民の方々からすると、不明確だとちょっと困るのではないかなと思うのです。その辺はどういうふうな工夫されているのか、その辺もうちょっと説明していただけばと思います。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

〇総務課長(本間勝治君) 2点ほどあったかと思いますけど、まずわかりやすい説明ということです。簡単に申し上げますと年金の受給年齢の段階的な引き上げに伴ってといいますか、これは国の年金制度の改正に伴うものですけれども、昨年24年3月26日に政府が国家公務員の再任用制度義務

化の方針を閣議決定しております。同時に法整備は行わないという閣議決定でございます。ですから 法律に基づかないけれども国家公務員は閣議決定でこういう形でやるので、地方自治体はそれに準拠 した形で努めてくださいといったようなことなのです。それで極論ですけれども準拠しないでうちは やらないというところもあるかもしれません。ただそれではいわゆる無年金期間の間それではどう暮 らしていくのだというようなこともありますので、そういったようなことで本町としてはほとんどの 自治体がそうだと思いますけれども、部分年金をもらう無年金期間の解消策としてこういったような ことをやっていくと。なお民間につきましては本年度からもうそういう法整備がされていてそういっ たような 65 歳までの任用だとか法律でもう整備されています。

それと2点目の5割補充の件ですけれども基本的には定年退職者、例えば一般事務職、技術職含めて10人にいましたといった中でその2分の1の5名は採用していきますと。そのことによって職員数を減らしていきますという考え方なのです。それと同時に再任用で残る方が10名いたとしたら、それで5人採用できれば正職、嘱託、再任用のそれぞれの人数は変わってきますけれども、トータル的な人数は現状のいろいろな業務の複雑性だとか、そういったようなことからして総体数は現状維持の数値をいきたいといったようなことが、先ほどお示しした10月23日にお示している職員数の推移の中で全体的な数値を見ていただければと思いますけれども一番下のほうです。25年度306名からずっといきまして32年度この計画期間内では309名。これはあくまでも正職、再任用、嘱託の人数をプラスしたものです。ただ一番上の正職については25年4月1日現在252名おりますけれども32年度については27名減の225名といったような形で正職を減らす一方、再任用をふやす嘱託も若干ふやしていって最終的にはいわゆる、言葉が適切ではないかもしれませんけれども、全体的な人区数を変えないで今の業務を町民サービスの低下を招かないようにやっていこうといったような考え方です。ただ財源的には当然正職員が減っていきますので財源対策としてはそれなりの財源を減らしていくと、そういったような考え方でございます。

5割採用するというのは新規採用を行うということなのです、正職の。新採用職員を5割採用するということ。2分の1採用と再任用職員はあくまでも希望を受けて、要するに希望があれば全員任用していくということです。あくまでも2分の1というのは新採用職員。定年退職者の2分の1。専門職以外の職員の2分の1を採用していくという考え方です。

- ○委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。
- ○委員(前田博之君) 2点ほど伺いますけれども、給与費の関係、再任用の関係、それとラスパイレスの関係を聞きたいと思います。

今再任用の話がありましたけれどもいろいろな今国のほうの流れを見ていくと、再任用も一律ではなくてやっぱり面接したり一定の基準をクリアした人を採用すると、しなければいけないというような形になっているみたいですけど、再任用については全員該当すると。能力、資質、関係なく再任用するということの解釈でよろしいですか。

- 〇**委員長**(小西秀延君) 本間総務課長。
- ○総務課長(本間勝治君) 基本的に先ほど申し上げましたとおり国の考え方としては例えば心身の故障だとかそういったような、どうしても再任用に耐えられないといいますか、そういったような判断をしたときはということはありますが、原則は本人が希望すれば任用するということの考え方で

ございますので、そういったようなことで本町としてもそれを準拠した形で再任用していくべきだという考え方でございます。

- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- **〇副町長(白崎浩二君)** 同じことなのですけれどもちょっと補足します。

今西田委員にもちょっと補足になるかもしれませんけれども再任用の制度、条例というのはもう既に町の条例で 19 年にもう制定しているということで、白老町としては凍結していたものを来年4月から凍結解除で任用していきます。この考え方の根っこにあるのは当然無年金の期間に無収入になるので5年間ということで 65 歳までという考えです。それで今前田委員のご質問のとおり当初 19 年に発足した制度構築のときには、退職者を選考によりということでありましたが今回は義務化と。先ほど総務課長がいったのは義務化というのは、国家公務員の義務化になるのですけれども、地方公務員はそこまで制定されていないのでそれに準用して要するに無年金期間の職員を救ってやりましょうということできています。

もう1つ採用のことについても当然総体人数としては変わらないようにしていくということで、これから希望とりますけれども退職者が引き続き再任用として雇用してくださいと希望があれば基本的には極論言えば精神的とか何とか、病的ということがなければ採用ということになるものですから。 新規の採用についておおむね5割程度の採用にしていくというようなことで、再任用が5割ではなくて、新規の採用を5割程度ということで考えております。ちょっと重複しましたけど。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 私が聞きたいのはそうすると前回もいったけどある程度概要的なものがあればわかるのです。これは多分 12 月か3月の定例会に条例が上がってくると。そのときでないとわからないわけです。だけど今数字が挙げられて議論しているものだから概略だけ聞いているのです。そうでないとそのときまたここでずれていたら困りますから。

そうすると大体白老は再任は国の中身というか形を準拠しますとこういっていますけれども、法律で規定されているのかどうかわかりませんけど。それ以外に私が聞きたいのは、先ほどの資質の問題があるけれども、もし国の制度に基づいて全部やるとすれば上乗せ横出しで白老町として何か特色的な再任用の採用の仕方とか縛りみたいなものがあるのかということを聞きたかったのです。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) ちょっと自分たちの説明不足だったかなと思いますけれども、先ほどの ご質問の部分年金まで採用するということが実は今回の財政対策なのです。国のほうは基本的には 65 歳までです。部分年金がどうのこうのではなくて。退職して満額支給される 65 歳までを雇用すると いうことになっています。ただ白老のほうの考え方は部分年金が出るところまでの採用にしましょう ということが、うちのほうの今回の示した考え方です。それで先ほどの説明とおり退職年度によって 61 歳、62 歳、63 歳、64 歳ということで、こちらのほうは 2 カ年 1 歳ときますので、その中で退職年 度によっては 61 歳まで雇用される者、62 歳まで雇用される者ということになりますけれども、国の ほうは当初から 65 歳までの 5 年間を雇用というような制度です。それで特徴はといわれると今部分 年金の支給までだというのが今回プランで示した制度にしようということでございます。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) わかりました。

それでラスパイレスの関係をお聞きしたいのです。ということは今給与削減をしていますから一つの目安になると思うのです。それで市町村の指数を見るとまず国の表で下げたベースと下げない部分のベースで出していますけれども、その部分でいけば、23 年度で 99%、24 年が 106.6%です。それが国家公務員の時限的な給与改定特例法によって処置がなかったといった場合は 23 年同じ 99.0%ですけど 24 年度はこれは参考値だけど 98.4%と、結構全道の市町村の中ではラスパイレス上位にいっているのです。仮に登別が今いった 98.4%と 99%で比較したら、登別は 23 年 95.5%です。24 年も95.5%なのです。ということはラスパイレスいろいろ町村によって違うと常に答弁ありますけれども、一つの歳出根拠ありますからそれをベースに考えると高い理由は僕なりに押さえているのだけれど、町としてはこの高い原因はどこにあるかと押さえていますか。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) これも数年前だったでしょうか、私の記憶では決算審査特別委員会だとかそういう場面で当時の部長がお答えしていますけれども、やはりうちの場合は学歴、経験年数などの階層別の計算の中でいわゆる職員の年齢構成だとか、その辺のこともあってそれと昇格などによる影響だとかそういったようなことの影響でラスパイレスが高いといったようなご答弁申し上げていますけれども、我々としてはそういうことで本町が高いということの判断をするとするならば、そういうことで押さえています。

〇委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 私も多分に管理職が多いと思います。管理職が多いということはわたりで等級が上にいきますからそこにたまっているのです。それが職場のピラミッドをいびつにしてしまってラスパイレスが高くなっている。結論からいうとそこに集中しているから若い人方はもっとラスパイレス低いはずですけれども、トータルで見られてしまって若い人に影響きているのです。削減では確かに上のより低くはしているけれどもトータルとしたらこの管理職手当だって課長、主幹職だって10%しかカットされていないのです。全体のトータルしたらぐっと上がっているのです。削減率によりもらっている手取りのほうが多いのです。管理職手当入れるとです。ですから先ほどの再任用も含めて再任用になると非常に人事管理、労務管理大変だと思いますけれども、それと合わせて今いったラスパイレスが町民から見たら高いといわれてひずみがあるわけです。それを僕は是正しなければいけないと思います。ということは削減率をやるときにそういう部分にもスポットを当てて、ぜひ、若い人方に負担がいかないような形の削減案をつくって組合との交渉をしてほしいなとこう思うのですよ。今国のほうも上のほうはなるべく抑えて、中間層のところに厚くしようとしていますけれども、人勧の部分ではそうなっていますけど、うちの給与は現実にもう管理職がふえ過ぎているのです。ですからそういう部分を今回の削減で見直す考えはないかどうか伺います。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) ラスパイレスの要因、事務的にといいますか自分も押さえていないので 正確な答えになるかどうかちょっと確かではないのですけど、ただ私自身がやってきた中ではラスパ イレスが高いのはご存じだと思いますけれども、先ほどいいました学歴とか年齢の5歳刻みで出して いきます。その中に今管理職がという部分が一部当てはまるかもしれませんけれども、例えば年齢の 50 台のところは高卒で6級だとかとなっていますので、単純に比較すると国より高いラスは出ます。 低いほうが云々というお話がありましたけれども若い人たちはどちらかというともう大卒の採用が多 いので、基本的には国と同じレベルだというふうに私は認識しています。だから一概には言えない部 分があるのかなというようなことの分析は必要になってくるかなというふうに思います。

それで組織機構の中で管理職が多いというのは確かに管理職率といいますか、そこら辺を押さえた中でこれは他市町村との比率これを重視していかないとだめかなと思いますし、また一方では今いうように今回も示していますけれども、新規採用をちょっと押さえてきているというようなことでいえば、やはりそれなりの年齢に上がっていくと管理職に発令ということが多いものですから、やはり逆ピラミッド型になってきているのも否めない事実なので、そういうことでいう構成比率が余り芳しくない部分があるかもしれません。ただ組織を考えたときに、こういう部門には課長職位の人をあてようというようなことを考えながら組織を考えていますので、その部分でいいますとやはり全体の比率と合わせてその業務をやってもらう職務分けといいますか、そこら辺は十分配慮しながらといいますか、うまく表現できませんけれども、そこら辺の比較があるのかなというふうには思っています。いずれにしても今職員数が減ってきている中での年齢構成を考えるときに、やはり役職の比率というのは考えないとだめかなとそういうふうには思っています。

〇委員長(小西秀延君) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時45分

〇委員長(小西秀延君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

4項目目、人件費について引き続き質疑を行います。

13番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 今副町長から答弁もらいましたけどある程度わかります。だけど従来のものの考え方にこしはしていないと思いますけれども、町長も仕組みを変えるとこういっていますので今回こういう部分がいい機会だと思うのです。やっぱりラスパイレスとか再任用とかそういうことで多分組織も変えていかなければいけないと思いますので、やっぱり仕組みを変えるという形の中で給与の削減等々もぜひ見直してモチベーション持てるような形にして、ただ一律に削減ではなくて、私の言った部分も考慮してぜひやってほしいし組織もやっぱり仕組みを変えないと、この財政改革プラン7年間ありますからそれを必ずできるというような体制をつくるという部分もこの数字ばかりではなくて、そういう部分も必要ではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- **○副町長(白崎浩二君)** 今のご質問の中では給与削減を見直してといわれるのはまだ圧縮してという意味合いでのご質問ですか。若い人たちを。
- **〇委員(前田博之君)** 仮に今のプランの提案をしていますけれども下の人方の部分に少し手厚くなるような形の中間職も含めていろいろ考えてやったらどうですかということです。
- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- **〇副町長(白崎浩二君)** 基本的にやはり給与制度そのものは教育費だとか生活費だとかそういう

非常にかかる年齢といいますか、そういう部分へということの配慮これは給与制度の中でも当然やってきています。今回も私ども一律 9.5 ではでなくて級によっての平均ということで、級によって削減率も違いますのでそこら辺についての配慮は極力自分たちもそういう配慮の中で削減率を定めていきたいというふうに思っています。

直近でいえば国のほうは 7.8 でやっていますのでそういうことでいえば昨年度は逆に国のほうが額が落ちてきていますので、ラスパイレスは地方のほうが上がるというのはそういうことかなと思いますけど1年遅れで 9.5 をやりますので、そういうことでいえば白老町のほうもラスとしては数字的には下がるのかなというふうに思っています。今の後段のほうはちょっと前回の質問の答弁になりますけれども、今のご質問の部分ではいずれにしてもいわゆる年齢は別にしてある程度の生活費がかかるといいますか、学費、教育費等々かかるそういう年代への配慮、ここら辺については考えていきたいというふうに思います。

- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑お持ちの方。2番、吉田和子委員。
- **〇委員(吉田和子君)** 2番、吉田です。

簡単に1点伺いたいと思います。再任用制限を導入するということでこれはやっぱり年金の支給の年数の延長によるものだというふうに理解しています。私は本当に力を持っている職員が採用されるということは大変また力強いものがあるというふうには捉えているのですが、この再任用職員の給与体系について伺いたいと思います。平成 19 年度の条例これが凍結されていてそれを解除してこの条例に沿ってやっていくということになるのではないかというに伺っていて思ったのですが。もう全部聞いてしまいます。この給与体系確か一度給与体系がちょっと高いということで一回否決されているのです。また再度出されてきたもので採決されたのですけれども、そのときの給与がいくらかちょっと調べていないので覚えていないのですけれども、今財政が厳しいということで全職員給与体系削減しております。この再任用職員の給与体系は削減するほど高くなかったのか。その辺もちょっと記憶がないのであれなのですけど、再任用職員の削減ということは考えていらっしゃるのかどうか。その辺こちらの給与削減には何も書かれておりませんので確認をしたいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。
- ○総務課長(本間勝治君) 当時の再任用職員の給与格付は3級だったと思いますけれども、今組合とも交渉中なものですから明確なことはまだ申し上げられませんけど、今プランの中で考えているご提案申し上げているものは1級格付。要するに、給与表の中に再任用職員の給与格付もされていますけれども、1級格付ということで再任用を受けていただくというふうな基本的な考え方を持っています。なおかつ今平均9.5%正職員の給与カットをやっていますけれども、それに値する5%分の給与カットも行った上でというふうに考えております。失礼しました。当初は2級格づけを考えておりましたけれども今回については今のところ1級格付ということで組合とも交渉をしているところです。
- **〇委員長(小西秀延君)** 2番、吉田和子委員。
- 〇委員(吉田和子君) 2番、吉田です。

今さらすみません。3級から1級ということは上がるという意味ですか。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。
- 〇総務課長(本間勝治君) 下がるということです。

〇委員長(小西秀延君) 2番、吉田和子委員。

○委員(吉田和子君) わかりました。下がるということは3級から下がるから削減はしない。もう下がっただけで削減に値をするというふうに捉えていいのですか。それとも削減をしているから1級で9.5%の職員の削減があるので1級にしましたという説明だから、削減を見据えて級を下げているのですという説明に捉えていいのですか。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) まず最初にちょっと訂正させていただきます。3級といいましたけれども、当初2級格付ということでした。それを先ほど申し上げましたけれども今組合と交渉している中では財源対策として1級格付で再任用を受けていただくというようなことで交渉中です。私が申し上げたのは給料表に再任用の給与格付を1級から6級までしていますけれども1級格付にする予定で今交渉中ですけれども、なおかつその給料月額に今正職員が給与削減をやっていますけれどもそれと同等の率を削減するという考え方です。

〇委員長(小西秀延君) ほか、質疑をお持ちの方。4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。これが全部正しいのかどうかわかりませんけど、後継者をきちんとつくっていくということ、またモチベーション上げるということでいえば専門職の充実強化とそれからそこでずっと仕事するというのはなかなか大変だという話を聞いたのだけど、やっぱり専門職が専門職で仕事ができないということのほうが、人が減れば減るほど大変になると思うのです専門職が。人数が減れば減るほど。ですから、土木関係だとか技術関係の方、それから今いらっしゃるけど例えば病院関係要するに複式簿記をやらなければいけないところ、こういうところのきちんとベテランの人というか、専門職化をやっぱりしていかないと人数が少なくなると大変ではないのかなというふうに思うのですけど、そういうことが有識者懇談会の中でも、僕の言っているニュアンスとはちょっと違うかもしれないけど、そういうことを十分考慮しなさいということを言っているのですけど、そこら辺の配慮はこの数字からはちょっとなかなか見るのは難しいそうなのだけど、そこら辺はどういうふうに考えていますか。お金少なくするということはわかりました。

〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。

○総務課長(本間勝治君) 基本的には正職から再任用または嘱託も含めて本来嘱託につきましてはいわゆる専門職といいますか、例えば学校図書館司書だとかそういった専門職を嘱託化ということの位置づけで今のところ考えておりますので、今大渕議員おっしゃったようなことを正職の中でも考えていかなくてはいけないのでしょうけれども、先ほど私申し上げたとおり正職を減らしていかなくてはいけない。その中で再任用それと嘱託を含めて総体人数はそれほど変えないでいこうというこの計画期間の考え方であります。ですから今後そういう嘱託を含めて専門職化といいますか、そういうことも人事の中で考えていかなければいけない、または育成という意味でも考えていかなくてはいけないという課題として捉えております。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩二君) ちょっと補足します。今言われたのは再任用云々ではなくて正規職員だと思うのですけれども、このプランの 12 ページにも書いていますけれども、1 つには専門職ここに書いているのは消防、看護師等で書いています。定員数の確保に努めますということで、いわゆるや

はりその人数が必要な専門職そこの部署の定数といいますか、それについてやはり専門職は定数を確保するという考えです。ただ同じ専門職でも定数が特にない。例えば保健師だとかというのは特に定数はないのですけれども、それについては業務量に応じた人員を確保しないとだめだというふうに思っていますので、それについては全体の中で配慮していきたいというふうに思います。

それと総括的に今後継者というようなお話がありました。この特別委員会かどうかちょっと忘れましたけれども、同じようなご質問されまして、やはり今問題なっているのは人材育成というふうに思っています。先ほどの質問ではないですけれども年齢構成が昔からいうといびつな形、逆ピラミッド型になっていますので、その業務の継続性ということでいえばやはり 10 年後あるいは 20 年後、果たしてこういう業務が継承されていくのかなという一抹の不安はないわけではないのです。そういうことを今からやはり考えないとだめだろうというふうには思っています。人事の中では前回いいましたけれども、一ぺんにそのものが、そのグループが一斉に移動するということのないように継承できるような形で人事のほうは配慮しますけれども、全体的にやはり人数が減るというような中では今採用している、これから採用の数の職員の育成ということには十分配慮していきたいというふうに思っています

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。基本的には理解できました。例えばほかの町村といって も僕は苫小牧の例しか知らないのですけど、再任用で力を発揮するというのは本当に難しいというふ うに聞かされたのです。再任用の人も含めて。こちらはどういうふうな形になるかどうかわからない けど苫小牧は半分だそうです。1週間休んで1週間出るか、1日おきに出るかという。それではやっ ぱりモチベーションを上げろというふうほうが無理だし仕事の中身もそういうふうにならないと。た だ今の話の中で例えば嘱託職員が専門職をやるというのと再任用の方がやるというのは、またちょっ と違う意味があるかなというふうに思うのだけど。今やっぱり例えばです人数多いときはお話しなが らいろいろ進めることができる。今はもう自分の仕事をこなすのも自分の時間内にできないと。です からグループで話をしたり議論してこの次だれだれ議員が質問するみたいだから、あの人はこういう くせがあってこうだから、こういう対応をするかというようなことがほとんどできなくなってきてい る。そういうことの弊害というのはいろいろな形の中で出ているような気がして仕方がないのです。 だからそこのところを直すというのは大変なのだけど、ただ再任用と嘱託と本工がきちんと組み合わ さって動くというのは、かなりリーダーシップがなければ大変だなという気がすごくしているのです。 だからそこでやっぱり技術職だとか専門職の人がきちんといてそこが5年なら5年、きちんと指導で きるというか仕事ができるような仕組みを嘱託職員の方や再任用の方含めて考えなくてはいけないの ではないかと。例えば今まだいらっしゃると思うのだけど嘱託で土地の関係ですごく明るい方いらっ しゃいますよね。あの方はずっとまだ確かいらっしゃるかもしれないけど、やっぱりそういう方だと か重機の運転手で断トツという人いますよね。ああいう人たちがやっぱりちゃんと技術継承できるよ うな仕組みをやっぱり考えないとだめだし、一般職でもまとめる部分でもそういう方がいないと今ま ででいえば部長職のような考え方。全体を見られる多く広く見られるそういう人材育成をしなくては いけないのでないかなと思うのです。ですからちょっとこのあれとは変わるかもしれないけど、僕は だけどそこのところはこれからの白老の役場にとっても必要不可欠な部分だろうと思うのだけど、そ

こら辺の見解あったらで結構です。

〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。

今どの社会でもといいますか前回お話したのは企業名あのときはそうい 〇副町長(白崎浩二君) うようなことで技術の継承がされていないというような指摘の中でテレビニュース等々で言っていま した。同じようなことが役所の世界でも言えるのかなと思っています。それは先ほど言ったとおりや はり年齢構成がちょっとバランスが悪くなって若い人たちの同年代の人たちが、例えば自分のときで したら 15 人から 20 人入っていましたけれども、今2人から3人というようなことでは若い人たちに 継承する技術力もなかなか伝わっていかないというようなことで言えば、今ご指摘のとおりちょっと 不安な面がというか組織上不安な面がないわけではないのかなと自分でも思っています。今言われる ように再任用だとか嘱託職員あるいは正規の職員ということでいえば、今現在も昨年まで特定嘱託員 ということで一度退職された方を雇用していますけれども、それを自分も経験していますけれども、 非常に職場環境としては難しい仕事の仕方になっています。今回再任用という職員を雇用するにあた っては非常に組織もそれから運用の仕方も非常に配慮しなければならないだろうなというふうに思っ ています。今苫小牧の事例を挙げましたけれどもやはり条例上の運用のほうもフルタイムの活用の仕 方、あるいはハーフの活用の仕方ありますので、これについては今すぐお約束できませんが希望の人 数が入ってきますとやはりそういう運用もあり得るかなというふうに思っていますし、1日おき、あ るいは午前、午後という極端な事例を言えばそういうものもありますけれども、そういうことを含め て非常に職場環境をどう保っていくか、あるいは当該者のモチベーションをどう保っていくかこれは 非常に難しいところかなというふうに思っています。1つの職場で混在する身分の方がいるというこ とはそういうことだけでも非常に難しい環境なのかなというふうに思っています。だけれどもそうい う中ででもやはり技術の継承、事務技術の継承、あるいは本当の技術の継承、そういうことも当然必 要になってきますので、私ども現実には今でもそうです、なかなか継続している昔のことが今の私た ちもわからないところありますし、そういうことがうまくつながっていくような形でできればなと、 今事例で何点かの職員の採用、退職者の職員の採用のことを挙げられましたけれども、実際そういう 専門的にやってもらっている方、やってもらうのはいいのですけれども、その方だって 65 歳でもう 終わりなのでその前に本当にそういう継承をしていかないと、これは退職されたあとにその事務が滞 ってしまうということになりませんのでそういうことも含めて考えないとだめだなというふうに思い ます。

あとそれから組織の話もされましたけれども、やはり組織体制もどうもっていくのかというのは、 再任用職員とかそういう身分の違う職員を入れたときにその職員をどう活用するかということを考え れば、組織体制もやはりそういうことを含めて考えないとだめなのかなというふうには思っておりま す。まだちょっと具体的に走っていないものですからイメージだけでちょっとお話しさせてもらいま したけど、一応そういうふうには思っています。

〇委員長(小西秀延君) ほか、人件費で。7番、西田祐子委員。

〇委員(西田祐子君) すみません、先ほど聞き漏らしてしまったのですけれども今回のこれにつきまして、役職定年を今していますよね。これについてはどのような考え方があるのか。それでここに載ってこなかったのか。また以前凍結されていましたけど早期退職制度というのもありましたけれ

ども、今回はそれについてもまた特に何もないのですけど、そういうものは考えられなかったのかその辺もうちょっと詳しく説明していただきたいと思うのですけど。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。
- ○総務課長(本間勝治君) まず役定の話ですけれども役定の話も先週確か前田委員のほうから話がありまして、それと早期退職というか勧奨退職については申し出による勧奨退職を 19 年当時の大量退職者が出たときに職員組合との確認書の中で当面凍結するといったようなことで今凍結しているということで、これも今組合と交渉中であります。ただ組合のほうもある程度理解を示していただいていますけれども、まだ正式に妥結という形までには至っておりませんけれども、組合も積極的に協力して交渉に臨んでくれていますので、そういうことからすれば早めにその辺の妥結を見られるのかなというふうに考えております。
- **〇委員長(小西秀延君)** 7番、西田祐子委員。
- **○委員(西田祐子君)** 役職定年を今1年間だけですがやっていますよね。そして今度からまた再任用ということになってきましたときに、やはりちょっと段階的にもう1年早く役職やめてそして正職員としている。だけども次の年になったら再任用になる。何かそういうことがうまくスムーズに組織の中でいくのかなどうなのかなというのが非常に不思議で、その辺はどういうふうに考えられているのかなと。私はもうちょっとその辺詰めて考えていただければなと思うのです。

それと勧奨退職制度なのですけれども早めにいい職員が辞めてしまったらそれはそれでもったいないのだけれども、でも今言っているように 65 歳まで定年退職を延ばすような、単純にいってしまうとそういう形になりますよね。そうなってきたときにやはり役場の職員の方も多様な働き方というか人生があってもいいのではないかなと思うと、ある程度こういうものも考えていってやはり 60 歳になる前に 55 歳ぐらいで、次の新しい事業をやってみたいとか、やっぱり自分の思うような暮らし方を選択できることも一つ大事なのではないかなと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

- 〇委員長(小西秀延君) 白崎副町長。
- **○副町長(白崎浩二君)** まず先ほどの質問の部分ちょっと課長の補足をします。役職定年制ですけれども今回示したのは資料の4、職員数の適正化と人事費抑制という資料の4なのですが、それの1の(1)の③にお示ししたとおり役職定年制は廃止するという考えです。

それから早期退職。早期退職制度を促したときに希望による勧奨退職制度、これについては凍結するということで、いわゆる自己都合退職というのはそれはそのまま生きているのですけど。それについては今年度以降から凍結解除ということで、希望退職制度、これについては凍結解除ということで、その取り扱いは従前に戻って制度としては生きてきているということで希望退職の申し出は受けるということで今取り扱っております。

- **〇委員長(小西秀延君)** 7番、西田祐子委員。
- **〇委員(西田祐子君)** すみませんでした。役職定年は廃止すると 26 年 4 月からも完全にないということですね、確認として。

勧奨退職制度については今年度から。すみません、私、聞いていなかったような気がしたものですから。いつからそういうふうになったのでしょうか。すみません、そこだけ確認させてください。

- 〇委員長(小西秀延君) 本間総務課長。
- **〇総務課長(本間勝治君)** 先ほども言いましたけれども、まだ正式に申し出による勧奨退職、凍結しているものを今年度から凍結解除するということの交渉を今組合とやっているということで、まだ決まったわけではないのですが組合も前向きに協議に応じてくれているといったことですので、今現在まだ正式に申し出による勧奨退職、当時凍結していたものを凍結されていますという段階ではありませんということなのです。
- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

それでは、ここで町長が退席されますが、もう少々だけ4時を過ぎておりますが続けさせていただきたいと思います。

それでは、引き続き5項目目、第三セクター等改革推進債について、質疑があります方はどうぞ。 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。

この間、質疑の中で大分ありましたので理解はしていますけれども、全国で初めてのようだということだったのですけれども、今後のスケジュール含めて国が認めてもらえるかどうかいうことに対する見通しとスケジュールだけを質問したいと思います。

- 〇委員長(小西秀延君) 冨川総合行政局財政担当主査。
- **〇総合行政局財政担主査(冨川英孝君)** 三セクの質問でございますので私のほうからスケジュール感等について回答させていただきたいと思います。

スケジュールということでお話させていただきますと 11 月の先週北海道胆振総合振興局宛てに書類は提出してございます。この後北海道本庁含め議論いただいて現在のところの予定ですと 11 月の下旬、あるいは 12 月の上旬に総務省でのヒヤリングというのがございますので、そちらまでに道と白老町での内容の協議を詰めていって、そこで一応総務省のほうにお話を通させていただくというような形になろうかと思います。この後そういった中で何か指摘があればまた修正ですとかそういったものをかけながら、これは前回全国でもおそらく初めての取り組みだということでお話をしておりますので、形式にのっとった手続きというのが、これまで現在ないような状況です。ですから任意のやりとりというような形になろうかなというふうに思っておりますけれども、第2次の要望ですとかそういったものの起債の許可というものがおそらく3月に許可されるということになりますので、最終的なスケジュール感といたしましては、これらに合わせて許可というような形になろうかと思います。交渉事といいますか申し入れ事項ですので、現段階で総務省が確実に許可をしていただけるというような回答についてはここでは避けさせていただきたいなとは思っておりますけれども、それに向けて現在北海道を含めて手続きを進めていくというような状況になっております。以上です。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

〇委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。当然、全国で例がないということであればそういう形になると思うのですけれども、一つ心配なのは例えばだめだとなったら許可されなかったら当然ここでの見ている金額分はつくりかえなくてはいけなくなるということになりますよね。そういうことでい

えば変な言い方だけど町側は考えているのですか。許可にならなかったときにどうするかということ は考えているのかということです。

〇委員長(小西秀延君) 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長(安達義孝君) このたびの申請の内容の中にもこれだけの収支不足になると。ですから三セク債もそのためには期間延長、繰り延べをさせていただかないと収支不足が改善しない。最悪このままいくと早期健全化団体になってしまうというような、いろいろな相当の理由を書いておりますので、担当レベルとしては許可がされるというような想定のもとに今考えておりまして、許可がされないというような想定は今は持ち合わせておりません。

〇委員長(小西秀延君) 4番、大渕紀夫委員。

○委員(大渕紀夫君) 4番、大渕です。当然そういうことだと思うのです。ただ僕がちょっと心配なのは初めてでやっぱり非常につくり込みも例えば収支がゼロだという、それは意味がわかったのだけど我々が見ても例えば 4,600 万円の予備費のところから、それは僕らがわかるのだから総務省は絶対わかると思うのです。本当にそういうことも含めて大丈夫だということならいいのだけれども、ちょっと初めてということが、こういうことが前例になったら国のほうはやっぱり困るといったらおかしいけど、どんどん出てきたら困ることですよね国のほうとして考えたら。そこら辺のことを考えたら楽観できれば一番いいのだけど、楽観できる状況なのかなというのがちょっと心配になったものだから聞いたのです。ただそれ以上は予想しかないというのならしようがないけど、そこら辺は少しは考えておく必要があるのかなという気がしたものだからちょっと聞いたのですけど、どんなものですか。

〇委員長(小西秀延君) 岩城総合行政局長。

この問題は総務省がもともともう話にならないということであれ 〇総合行政局長(岩城達己君) ば、申請行為云々の受け入れる部分というのも全くないと思うのです。手だてとして申請を受け入れ ますと、ヒヤリングはこの辺を予定していますというのは担当から申し上げたとおりで、全国各地で やはりこういう問題が起きてきている背景があるようなのです。本来三セク債は赤字を持っていてう ちの場合は 20 億円を本当はもっと早い時期に大きな額で返さなければならない状況を、三セク債を 借りることによって平準化して返済していこうと。財政を立て直すための手段として三セク債を借り たと。ところがそれが財政を圧迫しているから改善しなければならないと。本来は財政を立て直すた めに三セク債を使っていいといっていることがまちが圧迫しているのだったら、それは何とか改善し なければならないでしょうという総務省の基本の考えにあるようなのです。それで私ども何とかお願 いして今回このふうに繰り延べ申請させてほしいという部分はまず受けてくれましたので、今後ヒヤ リングでその中身が今回のこういうプランに沿った部分でなるほどということでいけば、そういうふ うにつくり込んで申請しているわけですけれども、そこの理解をもらって何とかもっていきたいと。 それで初めてというのは私ども自分のまちのことしかわからないので初めてと言っていますけれども、 ヒヤリング期間がそういう長い期間ということは、下旬から来月の上旬ということは全国ではやはり 複数の件数あると思うのです。それは申請がどんなふうに受けてそれはまだ総務省が公表していない ですし、私どものわかる範囲ではないのですけど、我がまちとしては初めてのことは初めてです。た だ全国の集計はどういうふうになっているかっていうのは今後わかってくるかと思うのですけれども、 現状はそういうことで取り組んでございます。

- **〇委員長(小西秀延君)** ほか、質疑をお持ちの方。13番、前田博之委員。
- **○委員(前田博之君)** 確認をさせてもらいます。資料編の 21 ページあります。第三セクター等の改革推進債の繰り延べということで、32 年までになっていますけれども 10 年償還では 2 億 2, 300 万円ですから 3, 400 万円ぐらいが 5 年間延ばしたことで利息等がまずふえるということです。まず、その確認。

それと2つ目、32 年で終わっていますけれども 15 年ですから最終までの支払い年度がどうなっていくのか。それでこの 3,400 万円は 33 年度以降は財政健全化になっているというけれども、どのような影響があるのか、その3点伺います。

- **〇委員長(小西秀延君)** 安達総合行政局財政担当課長。
- 〇総合行政局財政担当課長(安達義孝君) 冒頭の 10 年、15 年にすることによって今の借り入れ 利率ですけれども、現実にこの借り入れを行うことによって、今まで 10 年でございましたので 0.48 という金利だったのですが、15 年になると中途半端な年数もございまして、金利額そのままいけるか ということもちょっと想定はあるのですけれども、現状の計算では約 3,300 万円ぐらい利息的には現 状よりも多くなりますということでございます。

また最終は5年延ばすことによって平成37年までの予定となっております。プランが32年までですので33年以降が新たに負担が逆に今度は今までゼロだったものがふえてまいりますので、それが金利合わせて1億2,400万円ほど大体その金額。最終年度では1億1,700万円ぐらいになりますけれども、そのぐらいの金額が5年間延ばすことによって新たな発生はしていくと。ただこのプラン内の中では8,000万円程度削減を図っていけるということでの財政効果はすごく望めるということでございます。以上です。

- **〇委員長(小西秀延君)** 冨川総合行政局財政担当主査。
- 〇総合行政局財政担当主査(冨川英孝君) 改めて資料 20 番ということで、そちらに記載のとおりなのですが、先ほど 15 年にした場合 3,300 万円程度金利が影響として出るだろうというようなことでご説明したとおりなのですが、これについては現行借り入れている銀行さんとは 11 年目以降の話はまだ全然どうなるかということは協議整っておりませんので、ここでの試算の中では 11 年目以降そちらについては一応 1.5%で計算を仮置きということでし直しております。ですから 1.5%でやった場合にということで利子が多少膨らんでくるということになります。補足として、以上です。
- **〇委員長(小西秀延君**) ほか、質疑をお持ちの方。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) 質疑なしと認めます。

これで本日は、この程度にとどめたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

それでは、次回、引き続いて、第3章の事務事業から質疑を行います。 次に、次回の特別委員会の開催についてであります。 11月14日、午前10時から開催いたします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(小西秀延君) ご異議なしと認めます。

なお、14 日の特別委員会は、午後から病院長の出席の上、町立病院の質疑を行いますので、ご承知 おきください。

◎閉会の宣告

○委員長(小西秀延君) 本日の特別委員会調査は、この程度にとどめたいと思います。 これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

(閉会 午後4時28分)